

「弘仁式」・「貞観式」逸文集成の補訂とその考察

附『本朝月令』所引「弘仁式」・「貞観式」逸文一覽・「弘仁式」・「貞観式」新出逸文一覽(稿)・「弘仁式貞観式逸文集成目録(稿)」

The Revision and Examination of the Collection of Surviving Fragments of *Kojinshiki* and *Jyoganshiki*
TAKAHASHI Tomu

高橋人夢

はじめに

「弘仁式」と「貞観式」は、早くに散逸し、九条家本『延喜式』の紙背に弘仁式部式・主税式の断簡を残す以外には、まとまった形態で現存していない。そのため『延喜式』の研究と利用において、『延喜式』成立の前提となる両式逸文の集成が最も基礎的な作業の一つになる。

今日、「弘仁式」・「貞観式」の逸文研究を進めるに当たり、虎尾俊哉編『弘仁式貞観式逸文集成』(国書刊行会、一九九二年、以下、『逸文集成』と記す)は欠かすことのできない重要な成果である。この一書は『本朝月令』や『小野宮年中行事』等、諸史料に引用された両式逸文を官司ごとに配列し、対応する『延喜式』条文とともに掲載し、逸文利用の便宜を図ったものである。しかしながら現段階では、後述するように、公刊後に両式逸文を引用する新出史料が紹介されるなど、その補訂が必要である。

本稿は両式の新出逸文を集成し、逸文利用の便宜を図ることを第一の

目的とするが、「弘仁式」・「貞観式」の個別条文の検討は非常に難しく、問題点も少なくない。そこで、新出史料を踏まえつつ既知の逸文についても再検討を試みることにしたい。

一 「弘仁式」・「貞観式」研究の研究史

先に述べたとおり、『逸文集成』公刊後に両式新出逸文を含む新出史料が紹介されたり、『逸文集成』に関して何点か問題点も指摘されるなど、研究の進展がみられる。そこで、まず簡単に『逸文集成』公刊後の「弘仁式」・「貞観式」研究の研究史を概観しておきたい。¹⁾

『逸文集成』刊行の翌年、川尻秋生氏が新刊紹介、古藤真平氏が書評を著し、本書が逸文研究に寄与する有益な書であると評価した。²⁾ 両氏も述べているが、それまで宮城栄昌氏による集成³⁾に頼らざるを得なかった式研究の精度を高水準に引き上げたものと評価できる。川尻氏は単なる紹介に留まらず、「貞観式」の編纂に関して、かつて東野治之氏が遅くとも仁寿元(八五一)年に開始されていたという見解を別史料を示し

て正した。また、『逸文集成』に校訂上での若干の問題が生じていたこともあり、書評が呈された翌年に虎尾・早川万年氏により補訂がなされた。⁵⁾「弘仁式」・「貞観式」逸文を多数引用する『本朝月令』については、従来は群書類従本と尊経閣文庫本『本朝月令要文』に頼らざるを得なかったが、鎌倉時代写の九条家本が整理公開され、また清水潔氏が新たな校訂本を公刊したことにより、⁶⁾より正確な校訂文による研究が容易になった。

他方、『逸文集成』刊行後に「弘仁式」・「貞観式」逸文を引用する新出史料も紹介された。一九九八年に西本昌弘氏が京都御所東山御文庫に藤原行成撰『新撰年中行事』の完全な伝本が残されていたことを報告し、⁷⁾その中に両式の新出逸文が存在することを明らかにした。⁸⁾『新撰年中行事』はその後翻刻が公刊され、⁹⁾全文の披読が容易になった。また一九九九年には、川尻氏により『北山抄』巻九、羽林要抄、信濃馬日事に引用される『本朝月令』逸文が貞観馬寮式御牧条逸文でもあることが明らかにされ、¹⁰⁾さらに、二〇一五年に小倉慈司氏により陽明文庫所蔵『勘例』中に弘仁宮内式の新出逸文が含まれていることが紹介された。¹¹⁾また、鹿内浩胤氏が紹介した『小野宮年中行事裏書』にも「弘仁式」逸文が引用されている。¹²⁾

なお、この間、『延喜式』の校訂文・注釈書として虎尾俊哉編『延喜式』上・中・下が刊行されており、¹³⁾『逸文集成』刊行後の両式逸文の成果も反映されている。

以上、『逸文集成』刊行後の「弘仁式」・「貞観式」に関わる主な動向を顧みた。『新撰年中行事』には新出逸文以外にも多数の既出逸文が引用されており、他史料と比較することで、逸文研究に資するものとなる。また、近年は影印や画像の参照も容易になりつつあり、正確な校訂の上で、逸文研究が行われることが望まれよう。

二 「弘仁式」・「貞観式」逸文問題点の考察

筆者は今回、既出逸文と新出逸文を合わせて、諸司式の順に配列した「弘仁式貞観式逸文集成目録(稿)」を作成した。しかし、逸文の確定は容易でないため、その作成過程で生じた疑問も少なくない。そこで、本章では、『延喜式』と「弘仁式」・「貞観式」の対応条文関係や新出史料中に引用された参考逸文等について問題点を五点取り上げ、既知の逸文に再検討を加えることにより、新たな知見を導き出すことを試みる。なお、以下、個別条文を検討するにあたり、『延喜式』と「弘仁式」・「貞観式」逸文各条文とで対応する箇所と同傍線を引いた。

(一) 太政官式¹⁴³造館舎・144文殿公文・145厨家別当条対応条文について

延喜太政官式¹⁴³造館舎条

(鑑頭標註、以下同)
「弘延」

凡造^レ館舎^二所者、^レ太政官曹司、弁・外記候所、大臣曹司及厨等類、^レ別当少納言・弁・外記・史、及預太政官・弁官史生各一人、二年為^レ限、二月相替、別当先檢^二破損^一、随行^二料物^一、其所^二修繕^一、且加^二勘定^一、若有^二臨^レ事不了之輩^一、不^二必待^レ限、將^レ從^二改替^一、

延喜太政官式¹⁴⁴文殿公文条

「貞延」

凡左右文殿公文者、史一人永勾当、其預左右史生各二人、毎年二月相替、

延喜太政官式¹⁴⁵厨家別当条

「弘貞延」

凡厨家別当、少納言・弁・外記・史各一人、及預太政官并左右史生各一人、並一年為^レ限、二月列見之後相替、

『撰集秘記』二月官所死事条¹⁴⁾

官所宛事

式云、凡造^三館舎^二所者、^{（注）}太政官曹司、弁・外記候所、大臣曹司及厨等類、^{（注）}別当少納言・弁・外記・史、及預太政官・弁官史生各一人、二年為^レ限、二月相替、別当先檢^二破損^一、

凡左右文殿公文者、史一人永勾当、其預左右史生各二人、毎年二月相替、

凡厨別当、少納言・弁・外記・史各一人、及預太政官弁左右史生各一人、並一年為^レ限、二月列見之後相替、

弘仁式、館舎及公文厨者云々、毎年八月一日相代、別当造^三曹司^二所者、正月相代、

〔新撰年中行事〕上、二月十一日官所充事条

官所充事

式云、凡造^三館舎^二所者、^{（注）}太政官曹司、弁・外記候所、大臣曹司及厨等類、^{（注）}別当小納言・弁・外記・史、及預太政官・弁官史生各一人、二年為^レ限、二月相替、別当先檢^二破損^一、

文殿公文者、史一人永勾当、其預左右史生各二人、毎年二月相替、

凡厨別当、小納言・弁・外記・史各一人、及預太政官弁左右史生各一人、並一年為^レ限、二月列見之後相替、

弘仁式、館舎及公文厨者云々、毎年八月一日相代、別当造^三曹司^二所者、正月相代、

延喜太政官式143造館舎条・144文殿公文条・145厨家別当条に対応する「弘仁式」逸文は『撰集秘記』二月官所宛事条に引用されているので、『逸文集成』にも所収されたが、『延喜式』条文との対応関係について、その比較が困難であり、『逸文集成』中で明確にされなかった。『新撰年中行事』二月十一日官所充事条においてもこの三条が引用された後段に「弘仁式」逸文が掲げられているので、「弘仁式」逸文はやはりこの三条に対応するとみてよい。『新撰年中行事』にもこの「弘仁式」逸文が引

用されたということは、『撰集秘記』所引「弘仁式」逸文の信憑性を保証するもので、その意義は大きい。ただし、この「弘仁式」逸文の性格については検討を要する。鈴木琢郎氏は、『新撰年中行事』・『撰集秘記』所引の「弘仁式」逸文は、文意が不明瞭であるがため、省略して引用した取意文ではなく、『延喜式』の三条と「弘仁式」との関係について、藤原行成が説明を施した文章であると示した^{（15）}。しかし、『新撰年中行事』中に鈴木氏が指摘したような事例は他に見えず、何故この文章を行成が作成したのか等、疑問に思う点も少なくない。本逸文が「取意文」であるか「説明文」かは未だ検討を要するよう思われるが、私見では次項で確認する『小野宮年中行事』が数条を一条に合併している例が参考になると考える。仮に「説明文」であったとしても、造館舎所・文殿・太政官厨家の別当等の交替期限を定める条文が「弘仁式」に存在していたこと、『延喜式』の規定する交替期限がいずれも二月であるのに対し、「弘仁式」では八月一日（造曹司所別当は正月）であったことは確実であろう。

（二）式部上99国忌・71帰却・73十二月国忌条対応条文について

延喜式部式上99国忌条

凡国忌齋会者、諸司五位已上一人、六位已下一人、^{（但東西二寺、六位已下三分之二參、春宮坊三月十七日・廿一日、八月二度參、）}諸寮已上史生一人向^レ寺供^レ事、但中務・縫殿・民部・主計・隼人・大藏・宮内・左右京等、並五位若六位一人參、其散位五位已上無^レ故不^レ向者、勿^レ預^三節会^二、^{（謂^三東西二寺闕二度已上、興福寺闕一度之類、七十已上者不^レ在此限、）}參議已上・弁・中宮・内藏・陰陽・内匠・主税・織部・大膳・木工・大炊・主殿・掃部・内膳・造酒・采女・主水・彈正・勘解由及諸武官不^レ在此限、^{（文官帶^三武官^二亦同、）}其崇福寺唯圖書・治部・玄蕃六位已下官二人、史生一人向之、

延喜式部式上71帰却条

凡参_二国忌_一五位已上、待_二会事_一訖乃帰却、若不_レ然者同_二不参例_一、其六位已下_二闕_一職掌者、奪_二季祿布_一二端_一、

延喜式部式上73十二月国忌条

凡諸司五位已上、十二月国忌不参者、停_レ預_二節会_一、散位五位已上亦同、

『新撰年中行事』上、正月四日国忌事条

(○前略)

同_二式部式_一云、散位五位以上、無_レ故三度不_レ向、勿_レ預_二節会_一、貞式_一云、東西兩寺闕_二二度已上_一者、十二月兩度、興福寺闕_二一度_一、并不_レ預_二、其六位已下_一闕_二職掌_一者、奪_二季祿布_一二端_一、

『新撰年中行事』正月四日国忌事条には弘仁式部式・貞觀式部式逸文が引用されている。この両式逸文とほぼ同文が『小野宮年中行事』・『撰集秘記』にもみえているため、この逸文は既に『逸文集成』にも採録されている。『逸文集成』では、この二条について、『延喜式』の式部上69国忌条に対応すると比定している。しかしながら、『新撰年中行事』の貞觀式部式については、『延喜式』では、69国忌条・71帰却条・73十二月国忌条の三つの条文に対応する可能性がある。さらに類例が『小野宮年中行事』所引貞觀中務式にみられる。

延喜中務式66荷前次侍従条

〔貞〕

凡荷前使次侍従已上、若有_二闕忌_一者、移_二式部省_一、不_レ預_二正月七日節_一、兼從_二解却_一、

延喜中務式68荷前内舍人条

〔貞〕

凡荷前使内舍人有_二闕忌_一者、奪_二一年季祿_一、大舍人奪_二夏冬衣服_一、

『小野宮年中行事』十二月十三日点荷前使参議已上奏聞事条¹⁶⁾

貞觀中務式云、次侍従已上、若有_二闕忌_一者、移_二式部省_一、不_レ預_二正月七日節_一、兼從_二解却_一、内舍人奪_二一年季祿_一、大舍人奪_二夏冬衣服_一、

『小野宮年中行事』十二月十三日点荷前使参議已上奏聞事条に引用されている貞觀中務式は、『延喜式』では66荷前次侍従条と68荷前内舍人条の二条に対応する。この対応関係について、黒須利夫氏は『延喜式』編纂時にわざわざ二条に分割するとは考え難いことから、『小野宮年中行事』所引貞觀式逸文は藤原実資が『小野宮年中行事』編纂時に恣意的に一条に併合したものと推定した。¹⁷⁾

以上の指摘を踏まえると、『新撰年中行事』正月四日国忌事条所引貞觀式部式逸文は「貞觀式」三条分を一条に合併させたものと想定することができるとは考え難い。『小野宮年中行事』・『撰集秘記』はそれぞれ『行成卿抄』、すなわち『新撰年中行事』を参照しながら作成しているとの所功氏の指摘もあり、新たに『新撰年中行事』が紹介されたことにより、『小野宮年中行事』を作成する際に実資が作文したのではなく、『新撰年中行事』段階で三条を併合して作文されたものが、『小野宮年中行事』・『撰集秘記』に書写されたと想定することが可能となる。前項で未だ対応関係が不明であると述べた延喜太政官式と弘仁太政官式についても、数条を一条に併合されたものが『撰集秘記』に書き写された可能性も考えられる。

以上のように、新たに発見された『新撰年中行事』所引の弘仁・貞觀式逸文を他史料に引用されたものと比較することにより、既出逸文の範囲を確定する材料になる。

(三) 式部式上76最勝維摩不参条対応逸文について

延喜式部式上76最勝維摩不参条

凡可_レ参_二葉師寺最勝会_一・興福寺国忌并維摩会_一王氏・藤原氏、若不_レ参者、五位已上不_レ預_二新嘗会節_一、六位已下官奪_二季祿_一、其参不者、

待_二太政官所_一下簿_一知之、

『新撰年中行事』上、三月七日薬師寺最勝会事条

貞官式、王氏五位以上参_二此会_一者、見役外給_二仕還上日_一、

同式部式、五位以上若不_レ参_レ者、不_レ得_レ預_二新嘗会_一、六位以下奪_二季

禄_一、其参_レ不_レ者、待_二太政官所_一下簿_一警_二云々_一、

『小野宮年中行事』三月七日薬師寺最勝会始事条

貞観太政官式云、王氏五位以上若不_レ参_レ者、不_レ得_レ預_二新嘗会_一節_一、

六位以下奪_二季禄_一、其参_レ不_レ者、待_二太政官所_一下簿_一知之、

『新撰年中行事』三月七日薬師寺最勝会事条に引用されている「貞官式」と「同式部式」は新出逸文であり、対応する条文も『延喜式』に各々みえている⁽¹⁹⁾。このうち、「同式部式」の方は、『小野宮年中行事』三月七日

薬師寺最勝会始事条に「貞観太政官式」としてほぼ同文が引用されている。この「貞観太政官式」については『逸文集成』に所収されておらず、またその理由についても触れられていないため、編者らが当該逸文についてどのような見解を有していたのかは不明である。この条文について、

宮城氏は「貞観式」では太政官式にあったものが『延喜式』では式部式に移ったと考えた⁽²¹⁾。また、西本氏は『延喜式』の対応関係からみても「貞観太政官式」は「貞観式部式」の誤りであると述べた⁽²²⁾。ただし私見では『小野宮年中行事』所引の「貞観式」逸文が「太政官式」であるという可能性も依然として捨てがたい。延喜太政官式には『小野宮年中行事』所引「貞観太政官式」逸文に類似した条文が見受けられるためである。

延喜太政官式82興福寺条

「貞」

凡興福寺国忌并維摩会者、藤原氏行事大夫、点_二定氏中無_レ障之輩_一、即付_二外記_一、外記申_二大臣_一令_レ参_レ、事畢之後、録_二見参歴名_一奏聞、若有_二不_レ参_レ者_一、下_二式兵_一二省_一、五位已上不_レ預_二節会_一、六位以下官人奪_二季禄_一、王氏参_二薬師寺最勝会_一亦同、

右の条文は藤原乙牟漏の国忌と興福寺維摩会について述べた条文であるが、不参者がいた場合の対応について、「五位已上不_レ預_二節会_一」、六位以下官人奪_二季禄_一」とあり、王氏が薬師寺最勝会に参る場合にも同様であると規定している。『小野宮年中行事』作成に際して、実資の引用態度が原典に忠実であるかどうかは黒須氏により疑問が呈されており、慎重を要するものの、「太政官式」という引用先を尊重するならば、「貞観式」では太政官式にあったものが『延喜式』では式部式に移ったという可能性や、「貞観式」は「貞観式部式」の誤りである可能性のみならず、「貞観式」段階までは太政官式と式部式に類似の条文が存在した可能性も想定しておく必要がある。

(四) 刑部式27売兒条対応逸文について

延喜刑部式27売兒条

凡父母縁_二貧窮_一売_レ兒為_レ賤、其事在_二己丑年以前_一者、任依_二元契_一、若売在_二庚寅年以後_一及因_二負債_一被_二強充_一賤并余親相売者、皆改_レ為_レ良、不_レ須_二論_一罪、其大宝二年制_レ律以後、依_レ法科断、

『小野宮年中行事裏書』十一月主殿寮進御殿及殿上侍料成事条

弘式云、父母縁_二貧窮_一売_レ兒為_レ賤、其事在_二己丑年以前_一者、任依_二元契_一、若売在_二庚寅年以後_一、及因_二負債_一被_二強充_一賤、并余親相売者、皆改_レ為_レ良、不_レ須_二論_一罪、其大宝二年制_レ律以後、依_レ法科断、

檢_二延喜式_一不_レ載_二此条_一、今案、律設_二売_レ親充_レ賤之罪_一、式制依_レ法科断之文、依_二事重疊_一除_二其繁_一章歟、但為_レ見_二旧事_一、猶載_二此文_一、

『政事要略』卷八四、糺彈雜事二四、告_二三審誣告等_一、長徳三(九九七)年十月二七日允亮_二答_一

弘仁刑部式云、父母縁_二貧窮_一売_レ兒為_レ賤、其事在_二己丑年以前_一者、

任依^レ契、若売在^二庚寅年以後^一、皆改爲^レ良、不^レ須^レ論^レ罪、其大
宝二年制^レ律以後、依^レ以^レ科^レ斷、

これまで、売兒条に相当する「弘仁式」は、『政事要略』中の令宗允
亮答で引用されているもののみ知られていたが、鹿内氏が紹介した『小
野宮年中行事裏書』に弘仁刑部式が引用されていたことから、比較が可
能となった。「及因^二負賃^一被^二強充^一賤、并余親相売者」の部分は『政
事要略』所引弘仁刑部式逸文になく、この部分が式文か否かについては
検討を要する。本稿で着目したのは、『小野宮年中行事裏書』の注記
である。弘仁刑部式を引用した後に「檢^二延喜式^一不^レ載^二此条^一」と記し
ており、『延喜式』には売兒条が無かった可能性⁽²⁴⁾がある。これについて
鹿内氏は、先の注記は令宗允亮の言であり、『政事要略』編纂段階での
法の効力を述べているにもかかわらず、允亮が「弘仁式」から同条を引
用しているのは、『延喜式』に該当条が無かったためであると述べる。
なお、九条家本頭注に「此条□不^レ見^二他本^一」とあるように⁽²⁵⁾、『延喜式』
の諸写本中、この売兒条が存在するのは、九条家本のみである。『延喜式』
には「弘仁式」・「貞観式」に対応条文が無いものも存在する。その理由
は該当する行事が『延喜式』編纂以前に停止された等様々であるが、「三
代の式」の変遷を考察する上で念頭に置いておくべき諸事例であろう。

(五) 参考新出逸文についての検討

本節では、「弘仁式」・「貞観式」逸文であると先行研究で推察されて
いる条文を検討するとともに、逸文研究の課題についても述べたい。

『小野宮年中行事裏書』(五月)京中賑給事条裏書

賑給事条、在五月末裏書

凡天一神所^レ遊之方、遷移、人官、行刑伐、売買種五穀物、

虫損、推而書之

葬

埋内^(脱)・奴婢・六畜、知^二神所在^一、明計避^レ之、

『小野宮年中行事裏書』中に「凡」で始まる一文があり、鹿内氏は何
らかの式文かとも思われる新出逸文であると述べている。しかし、『延

喜式』には該当すると思われる条文は存在せず、賀茂家栄撰『陰陽雜書』
に類似文がみえる⁽²⁶⁾。

『陰陽雜書』第九、方角禁忌吉日⁽²⁷⁾

天一方、陰陽雜書云、所^レ遊之方、遷移、入宮、行師、征伐、嫁娶、
買市、種殖五穀、葬埋内財・奴婢・六畜、知^二神所在^一、明計避^レ之、

『陰陽雜書』は十二世紀前半に活躍した賀茂家栄が撰じた陰陽道書であ
るが、その条文と先掲の『小野宮年中行事裏書』の一条が酷似している。
内容は天一神の崇りを避けるために慎むべき行動を列挙しているもの
で、式文ではなく陰陽道書の引用と考えるのが妥当であり、恐らくは『陰
陽雜書』等に先行する陰陽道書が『小野宮年中行事裏書』に引用された
のであろう。

一方、『新撰年中行事』所引の「式」に関する問題点もある。『新撰
年中行事』には多くの「弘仁式」・「貞観式」の逸文が引用されており、
逸文の集成に資するところは大きい。西本氏によると諸司式の引用は
五〇〇例近くに上り、引用を明記するものは各々以下のとおりとなる。
「弘仁官式」・「弘仁式部式」など弘仁式であることを明記する例…三六例
「貞官式」・「貞観今案」など貞観式であることを明記する例…三一例
「延官式」・「延式部式」など延喜式であることを明記する例…三三例
『新撰年中行事』の成立した十一世紀初頭には既に延喜式が施行されて
いたので、単に「太政官式」・「式部式」として引用される場合には、『延
喜式』を想定するのが自然なように思われる。しかし、西本氏は次の例
を基にその問題点を指摘している。

(a) 延喜四時祭式下56每月中宮御麻条

中宮晦日御麻(東宮准此)

鉄人像四枚、安芸木綿一斤、(東宮十両)麻一斤、庸布一丈四尺、
鉄二口、酒・米各二升、稻二束、鰻・堅魚・海藻各一斤、腊二升、
塩一升、

右、其日中臣率_二下部_一進候_二延政門_一、(並著_二公服・木綿縷_一)、大舍人叫_レ門、宮内省入奏、退出召_二中臣_一、称唯捧_二御麻_一入就_二版位_一、勅日参来、中臣称唯、昇就_二寶子敷_一、転_二授内侍_一、降候_二階下_一、内侍進奉、訖授_二中臣_一、即執退出、其中宮・東宮奉儀、同_二六月晦_一、

『小野宮年中行事裏書』二月十一日列見選人事条裏書
弘式格云、応_レ充_二帯刀舍人廿人_一、(先例十人、今加_二十人_一)、右被_二右大臣宣_一、傳、奉_レ勅、件帯刀舍人充_二春宮坊_一、大同元年五月廿七日

式云、毎月中臣率_二下部_一進之云々、

(b) 延喜左右近衛式18大雷案

凡大雷時、左右近衛陣_二御在所_一、又左右兵衛直参入陣_二紫宸殿前_一、内舍人立_二春興殿西廂_一、不_二必待_二闌司奏_一、

貞式格云、応_レ加_二充帯刀舍人十人_一事、右得_二春宮坊解_一、件舍人、去宝龜七年始充_二十人_一、至于大同元年_一更加_二十人_一、今以_二廿人_一、分_二配三陣_一、々別_二六七人_一、身帯_二兵仗_一、夙夜從_レ事、而至_レ有病故_一、宿衛者寡、非常之警不_レ可_レ不_レ慎、望請、更加_二件員_一、以備_二不虞_一、但衣食者不_レ賜_二官物_一、以_二坊家物_一給之、謹請_二官裁_一者、大納言云々安倍朝臣安仁宣、奉_レ勅、依_レ請、其考者、前後同共永預_二給例_一、

『新撰年中行事』上、五月雷鳴事条

雷鳴事、(入_二秋節_一)待汰云々、近衛式云、大雪時、陣_二御在所_一、又兵衛直参入、陣_二紫宸殿前_一、内舍人立_二清涼殿西廂_一、

天安元年五月八日
式云、分_二兵衛_一置_二帯刀_一云々、然而如_二格文_一者不_レ見_二其由_一、為_レ披_レ蒙、□_二此文_一便附_二出兵衛部末_一、

(a) の「式」と(b)の「近衛式」は「弘仁」・「貞観」等の語を冠していないので、『延喜式』の引用とも考えられるが、『延喜式』対応条文とは異なっており、(a)・(b)の式は『延喜式』ではなく、「弘仁式」の逸文の可能性がある。これらの事例から、『新撰年中行事』は『延喜式』以外の諸司式をも、単に「式云」・「近衛式云」などと称して引用する場があることがわかる。何故このような引用例が存在するのは、『新撰年中行事』が『延喜式』施行以前に編纂された多数の先行年中行事書を参照しながら編纂されていることと関係しているように思われるが、西本氏が述べているとおり、引用される諸司式が「弘仁式」・「貞観式」・「延喜式」のいずれにあたるのかは、一つ一つの式文を丹念に調査したのちに確定されるべきであろう。

右に関連して、『小野宮年中行事裏書』でも単に「式云」と称して「弘仁式」・「貞観式」を引用している可能性がある³⁰⁾。

延喜春宮式44帯刀舍人条

凡帯刀舍人卅人、分配侍衛、

弘仁式部格(式下2)と貞観式部格所収帯刀舍人関係の二つの格が引用された後に、「式云」ではじまる一文があるが(傍線部)、この文は『延喜式』にみえないため、弘仁式逸文の可能性³¹⁾がある。なお、「式部式云」で始まる一文は、延喜式部式3元正行列次第条、「又云」で始まる文は延喜式部式4節会行列条の各々抄出文である。

『延喜式』典葉寮35得業生条

凡得業生四人、衣食同_二大学得業生_一、

『続日本紀』天平二(七三〇)年三月辛亥⁽³³⁾

太政官奏稱、大学生徒、既經^二歲月^一、習^レ業庸淺、猶難^二博達^一、實是家道困窮、無^レ物^二資給^一、雖^レ有^レ好^レ學、不^レ堪^レ遂^レ志、望請、選^二性識聰惠、芸業優長者十人以下五人以上、專^二精學問^一、以加^二善誘^一、仍賜^二夏・冬服并食料^一、又陰陽・醫術及七曜・頒曆等類、国家要道、不^レ得^二廢闕^一、但見^二諸博士^一、年齒衰老、若不^二教授^一、恐致^レ絶^レ業、望仰、吉田連宜・大津連首・御立連清道・難波連吉成・山口忌寸田主・私部首石村・志斐連三田次等七人、各取^二弟子^一、將^レ令^レ習^レ業、其時服・食料亦准^二大学生^一、其生徒、陰陽・醫術各三人、曜・曆各二人、又諸蕃・異域、風俗不^レ同、若無^二諛語^一、難^二以通^レ事、仍仰^二粟田朝臣馬養・播磨直乙安・陽胡史真身・秦朝元・文元貞等五人、各取^二弟子二人^一、令^レ習^二漢語^一者、詔並許^レ之、

『弘仁格抄』格卷三、式部下⁽³⁴⁾

〔式下51〕置^二得業生肆人^一事 弘仁五年三月十二日

『令集解』職員令44典藥寮条所引弘仁五(八一四)年三月十二日官符⁽³⁵⁾

弘仁五年三月十二日官符云、置^二得業生四人^一事、右太政官今月十一日下^二中務省^一符備、得^二彼省解^一備、内藥司解備、医針之道、国家大要、其業衰絶、无^二人可^レ師、望請、永置^二件生^一、教^二伝医業^一者、被^二右大臣宣^一備、奉^レ勅、依^レ請、

医得業生の定員について、『続日本紀』では三人とあるが、『延喜式』では四人とあるため、天平二年以後に医得業生は増員されたということになる。増員の時期は、『令集解』職員令44典藥寮条所引官符から弘仁五(八一四)年に医得業生を四人に増員しよう命じられ、また「弘仁格抄」によりこの弘仁五年三月十二日官符は「弘仁格」に収められたということがわかる。つまり、「弘仁格」のみならず「弘仁式」にも人数の規定が設けられ、『延喜式』に継承されたという推察ができる。逆にいえば、医得業生以外の得業生の人数は、天平二年の設定のまま『延喜式』に継

承されたのである⁽³⁶⁾。川尻氏はその他の式文についても言及している⁽³⁷⁾。格と式を一体のものとして読むことにより、『延喜式』を遡源させて「弘仁式」の内容を復原することが可能である⁽³⁸⁾。

さらに川尻氏は、紀長谷雄が著した『紀家集』「競狩記」中に逸文と深く関わる史料を見出している⁽³⁹⁾。「競狩記」は昌泰元(八九八)年宇多太上天皇の宮滝御幸の際に著されたものであるが、左方鶴飼の装束について以下のように記す。

□□白玉帯、五位以上□□馬脛^(マ)帯、五□□烏犀帯、若帯劍者、参議用^(著)豹皮後鞞、五位以上用^(位)虎皮、六位用^(位)北豹皮、(土俗云、阿多羅□、)

この文は延喜弾正式の以下の条文と酷似している。

延喜弾正式81虎皮豹皮条

凡五位以上、聴^(著)用^(位)虎皮、但豹皮者、参議以上及非参議三位聴^(著)之、自余不^(著)在^(位)聴限^(位)、

延喜弾正式82白玉腰帶条

凡白玉腰帶、聴^(著)三位以上及四位参議着用^(位)、玳瑁、馬腦、斑犀、象牙、沙魚皮、紫檀、五位已上通用、

延喜弾正式84烏犀帶条

凡烏犀帯、聴^(著)六位以下着用^(位)、但有^(著)通天文^(位)者、不^(著)在^(位)聴限^(位)、

しかし、昌泰元年は「延喜式」編纂以前であるため、この三条は「弘仁式」もしくは「貞観式」から引用されたことになる⁽⁴¹⁾。さらに他史料を参照しさらに限定すると、白玉腰帶条は「弘仁式」⁽⁴²⁾段階、烏犀帯条については、「貞観式」⁽⁴³⁾段階で式文として定着していたと推定することも可能であろう。

むすびにかえて

本稿では現段階の研究における「弘仁式」・「貞観式」逸文を集成、一覽化するとともに、そこに残された問題点について検討を加えた。「弘仁式」・「貞観式」逸文の確定には未だ困難を要する。「逸文集成」段階でも多くの注意が促されたが、諸史料に引用された式逸文の確定に慎重を要する点は未だ変わりはない。むしろ、新たな史料が紹介され、既存史料との異同が明らかになったことなど、課題がさらに増えたと言える。本稿では単に逸文を集成するのみならず、『新撰年中行事』等の新出史料を踏まえ既知の逸文に対しても史料間での字句の異同に着目し再検討を加えた。本稿で示した手法を用いることにより逸文検討に際し、今後も新たな知見を導き出すことが可能になったと考える。

また、近年では「弘仁式」・「貞観式」と関連の深い「例」⁽⁴⁴⁾について、弾例の新出逸文が佐藤全敏・堀部猛両氏により指摘されており、⁽⁴⁵⁾あらためて諸司式の先蹤に視線が注がれているようにも思われる。

早川氏が「弘仁式・貞観式の逸文は、単に延喜式との比較のみでなく、弘仁・貞観の立制自体の問題としても検討されなくてはならない」と述べたとおり、逸文の確定には「三代の式」の変遷と実態との緊張関係を考慮する必要がある。『新撰年中行事』が国忌に関する新知見を掲載していることに着目した研究も発表されており、⁽⁴⁶⁾他分野においてもより踏み込んだ考察が望まれる。

以上、「弘仁式」・「貞観式」逸文集成の補訂から浮かび上がった問題点について考察したが、最後に「弘仁式」・「貞観式」と『延喜式』の関係性について述べておく。

虎尾氏がかつて詳細に述べたとおり、『延喜式』の編纂と施行には困難を要し、奏進後直ちに施行されることはなく、補訂事業が続けられ⁽⁴⁷⁾た。こうした事情を虎尾氏は現行法を継承した部分が多いため直ちに施

行を必要とするものではなく、さらに『延喜式』の編纂は立法作業という性格以上に文化事業であったと評価する。たしかに虎尾氏の指摘も加味すべきではあるが、「弘仁式」・「貞観式」逸文と『延喜式』を対応させながら一覽した際に、条文が異なるものもまた見逃せない。式文が当時の実態を如何ほど反映し、また実効性を有していたのかはさておき、立法としての『延喜式』編纂をあまり軽視することはできないのではないだろうか。兎にも角にも今なお「弘仁式」・「貞観式」の研究の深化が更なる『延喜式』研究の深化にもつながる可能性を秘めているということを強調しておきたい。

註

- (1) 『逸文集成』刊行以前の「弘仁式」・「貞観式」の研究史については、早川万年「弘仁式・貞観式研究の成果と課題」(虎尾俊哉編『弘仁式貞観式逸文集成』国書刊行会、一九九二年)を参照のこと。以下、特に断りのない限り早川氏の論文はこれを指す。
- (2) 川尻秋生「新刊紹介 虎尾俊哉編『弘仁式貞観式逸文集成』」(『史学雑誌』一〇二・一一、一九九三年)、古藤真平「紹介 虎尾俊哉編『弘仁式貞観式逸文集成』」(『延喜式研究』八、一九九三年)。
- (3) 宮城栄昌「弘仁・貞観式逸」(『横浜国立大学人文紀要』一・七、一九六二年)。
- (4) 東野治之「書評 虎尾俊哉『古代典籍文書論考』」(『歴史学研究』五一八、一九八三年)。
- (5) 虎尾俊哉・早川万年「弘仁式貞観式逸文集成」の補訂」(『延喜式研究』九、一九九四年)。
- (6) 清水潔「新校 本朝月令(神道資料叢刊八)」(皇學館大学神道研究所、二〇〇二年)。
- (7) 西本昌弘「東山御文庫所蔵の二冊本『年中行事』について―伝存していた藤原行成の『新撰年中行事』―」(『日本古代の年中行事書と新史料』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九九八年)。以下、特に断りのない限り西本氏の論文はこれを指す。
- (8) 西本昌弘「官曹書類」「弘仁式」「貞観式」などの新出逸文」(初出一九九八年前掲註7書所収)。
- (9) 西本昌弘「新撰年中行事」(八木書店、二〇一〇年)。以下、『新撰年中行事』

- の本文は本書による。但し、返り点を付し、読点を一部改めた。
- (10) 川尻秋生「御牧制の成立―貞観馬寮式御牧条の検討を中心として―」(『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年、初出一九九九年)。なお、清水潔「弘仁式貞観式逸文をめぐって」(『皇學館大学史料編纂所報 史料』一六八、二〇〇〇年)はこの貞観馬寮式逸文とともに、『本朝月令』所引逸文の校訂上の問題点を指摘している。
- (11) 小倉慈司「陽明文庫所蔵『勘例 御業・朝賀・小朝拜』所引弘仁宮内式逸文」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』五、思文閣出版、二〇一五年)。
- (12) 鹿内浩胤「田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』について―新たに発見された『小野宮年中行事裏書』―」(『日本古代典籍史料の研究』思文閣出版、二〇一一年、初出二〇〇三年)。「小野宮年中行事裏書」の本文はこれによるが、一部翻刻を改めた。以下、鹿内氏の論文はこれを指す。
- (13) 虎尾俊哉編『延喜式(訳註日本史料)』上・中・下(集英社、二〇〇〇・二〇〇七・二〇一七年)。以下、『延喜式』の本文は集英社本による。ただし、条文番号は「延喜式関係論文目録データベース」データベース概要掲載の条文番号を参照した(<https://www.rekihaku.ac.jp/doc/gaiyou/boed.html> 2020-7-23参照)。
- (14) 本文は所功『京都御所東山御文庫本 撰集秘記』(国書刊行会、一九八六年)による。
- (15) 鈴木琢郎「造館舎所考」(『日本古代の大臣制』塙書房、二〇一八年、初出二〇〇九年)。
- (16) 本文は群書類従本(統群書類従完成会版)による。
- (17) 黒須利夫「小野宮年中行事所引の式逸文について」(前掲註1書所収)。以下、黒須氏の論文はこれを指す。
- (18) 所功「小野宮年中行事」の成立(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年、初出一九八四年)、所功「撰集秘記」の基礎的研究(『前掲註14書所収、初出一九七八・一九七九年。のち、『宮廷儀式書成立史の再検討』国書刊行会、二〇〇一年に「撰集秘記」の写本と構成引用書」として再収)。また、『新撰年中行事』と「小野宮年中行事」の関係性については、所功「新撰年中行事」と「小野宮年中行事」(『宮廷儀式書成立史の再検討』所収、初出一九八六・二〇〇〇年)を参照されたい。
- (19) 「貞官式」の対応条文は、延喜太政官式81会参上日条。
- (20) なお、虎尾俊哉「貞観式の体裁―『式逸々』―」(『史学雑誌』六〇・一一二、一九五一年、改稿のもの)『古代典籍文書論考』吉川弘文館、一九八二年)には採録されている。
- (21) 宮城栄昌「延喜式の研究」史料篇、大修館書店、一九五五年。
- (22) 西本氏前掲註8論文。
- (23) 本文は新訂増補国史大系本による。
- (24) 集英社本は本条文を採択している。
- (25) 東京国立博物館古典籍叢刊編集委員会編『九条家本延喜式四(東京国立博物館古典籍叢刊四)』(思文閣出版、二〇一五年)。
- (26) 小倉氏のご教示による。
- (27) 尊経閣文庫本を底本とする中村璋八「陰陽雜書について」(『日本陰陽道書の研究(増補版)』汲古書院、一九八五年、初出一九八〇・一九八一年)の校訂文による。抄写本の西尾市岩瀬文庫蔵『陰陽抄』(辰・八二)も参照した。
- (28) 中村前註論文。
- (29) 「陰陽略書」にも類似文がみえている(中村氏前註書参照)。
- (30) 小倉氏のご教示による。
- (31) 類似の文が延喜春宮式44帯刀舎人条にみえる。「式云」の一文は弘仁春宮式に所収されていたのか、それとも、「式云」の前後に式部格と式部式上が引用されているため、「弘仁式」段階では式部式に所収されていたのかは検討を要する。
- (32) 川尻秋生「弘仁格式からみた大学寮」(『ヒストリア』二三八、二〇一三年)。
- (33) 本文は新日本古典文学大系本による。
- (34) 本文は新訂増補国史大系本による。
- (35) 本文は新訂増補国史大系本による。
- (36) 陰陽式10学生条。
- (37) 大膳式下44諸講書博士条、大炊式35親王已下月料条。
- (38) なお、飯田瑞穂氏も延喜彈正式65衛府舎人刀緒条「凡衛府舎人刀緒、左近衛緋纈、右近衛緋纈、左兵衛深緑、右兵衛深緑纈、左門部浅纈、右門部浅纈纈」と「日本後紀」弘仁四(八一三)年二月甲午条「改^(弘仁)門部劍帶色、左門部著^(弘仁)浅纈、右門部浅纈纈、弘仁格抄」(兵部11)「応^(弘仁)改^(弘仁)門部横刀緒色」事。同四年二月十一日の関連性を指摘している(『類聚三代格』の欠佚巻に關する一史料について)『飯田瑞穂著作集三 古代史籍の研究』中、吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九七〇年)。なお、『日本後紀』の本文は集英社本による。
- (39) 川尻秋生「紀家集」と国史編纂「競狩記」を中心として(『史観』一五〇、二〇〇四年)。
- (40) 複製本である宮内庁書陵部編『紀家集』(吉川弘文館、一九七八年)が解題・釈文も付載する。翻刻については上記本とともに宮内庁書陵部編『圖書寮叢刊平安鎌倉未刊詩集』(明治書院、一九七二年)を参照した。
- (41) なお、前註で掲げた諸翻刻は「馬脛帯」とするが、「馬脛帯」は管見の限り他例が見当たらず、残画と「延喜式」はじめ他史料を参看するに「馬腦帯」の可能性が高い。なお、『紀家集』については前掲複製本の他、「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」(<https://shoryobukunatcho.go.jp/> 参照 2020-7-23)で画像公開されている。

像公開されており、参照されたい。

- (42) 『日本紀略』延暦十四(七九六)年十二月丙子条、『日本後紀』延暦十八年(七九九)正月庚午条等。なお、川尻秋生「白玉腰帶考」(『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九八九年)参照。

- (43) 『日本三代美録』貞観十二(八七〇)年十二月二十五日条。なお、当該条にみられる造式所起請が「貞観式」の条文として定着するものを含む点については、阿部猛「貞観新制の基礎的考察」(『平安貴族社会』同成社、二〇〇九年、初出一九九二年)、早川万年「貞観式の編纂と造式所」(『延喜式研究』四、一九九〇年、初出一九九二年)を参照。

- (44) 虎尾俊哉「例」の研究一八十一例・諸司例・弾例一(前掲註20書所収、初出一九六二年)。

- (45) 佐藤全敏「彈正台の彈と宮中巡察をめぐって」(『日本歴史』七七二、二〇二二年)、堀部猛「天長三年十二月二十九日太政官所引の弾例」(『日本歴史』七七二、二〇二二年)。

念のため、新出「新弾例」逸文について紹介しておく。

『類聚三代格』卷四、加減諸司官員并廢置事、天長三年(八二六)十二月二十九日太政官符を次に掲げる。

式太政官符

応加減官員事

減巡察彈正二員、加巡察屬二員(大小各一員)

右、得彈正台解、儀、巡察^{〔彈正〕}等解^{〔橋〕}、^{〔云凡〕}護案^{〔云凡〕}、^{〔云凡〕}每年巡察彈正檢^{〔巡路道〕}京中及東西市諸寺、^{〔路道〕}糺彈非違^{〔橋〕}、^{〔路道〕}破損汚穢等者、又云、凡宮城内外及汚穢者、^{〔路道〕}每日遣巡察^{〔橋〕}、^{〔路道〕}勅旨觸^{〔橋〕}類多^{〔橋〕}途、又案^{〔橋〕}職員令^{〔橋〕}云、^{〔橋〕}〇〇〇〇

右に掲げた「類聚三代格」卷四は、尊経閣文庫所蔵前田家卷子本(享禄本)が唯一の伝本となるが、虫損が甚だしいため、関見監修・熊田亮介校注解説「狩野文庫本 類聚三代格」(吉川弘文館、一九八九年)、飯田瑞穂「『類聚三代格』卷第四の復原に関する覚書」(前掲註38書所収、初出一九八四年)、堀部氏前註論文の復原案を参照した。

さて、右の官符所引の彈正台解に延喜彈正式に類似する文が二つ含まれている。

- A 毎年巡察彈正檢^{〔巡路道〕}京中及東西市諸寺、糺^{〔路道〕}彈非違^{〔橋〕}、^{〔路道〕}破損汚穢等

凡京中弼以下毎月巡察、勘^{〔橋〕}彈非違、(東西市并諸寺非違、及客館・路・橋破穢之類、)

- B 凡宮城内外及汚穢者、每日遣巡察^{〔橋〕}

延喜彈正式37非違汚穢条
凡宮城内外非違及汚穢者、毎日忌已下糺察、但禁中者不^{〔橋〕}須、

これら二つの条文は天長七(八三〇)年に初めて施行された「弘仁式」以前に彈正台が解の中で引用できる「勅例」とあること、上述のとおり延喜彈正式に近い文で、二文とも「凡」で始める条文であることから、延暦二一(七九二)年に公布された「新弾例」の逸文であると推察している。また、佐藤氏は「新撰年中行事」上、毎月事にAに相当する「貞観式」逸文が引載されており、かつその条文が「弘仁式」を改定する体裁となっており、本条が「新弾例」・「弘仁式」・「貞観式」・「延喜式」の各段階を窺い知るに貴重な事例であることを指摘している。この条文が「旧弾例」にまで遡る可能性は十分考慮すべきだろう(佐藤前掲論文を参照のこと)。

なお、以下に、「新撰年中行事」上、毎月事の該当条を掲げておく。

彈正巡察^{〔巡路道〕}京中事(台延式云、凡京中弼以下毎月巡察、勘^{〔橋〕}彈非違、(東西市并諸寺非違、及客館・路・橋破穢之類、)〇〇〇〇)

貞格、隔月云々、而同式云、今案、雖^{〔橋〕}格有^{〔橋〕}隔月之制、然依^{〔橋〕}彼符^{〔橋〕}毎月巡察云々、

なお、弾例については、川尻秋生「新弾例と大同二年弾例」(前掲註42書所収、初出一九八九年)と虎尾氏前掲註44論文、「弘仁格式」が複雑な編纂過程を辿ることについては、鎌田元一「弘仁格式の撰進と施行について」(『律令国家史の研究』塙書房、二〇〇八年、初出一九七六年)を参照されたい。

- (46) 西本氏前掲論文、二星裕哉「桓武朝における天智系皇統意識の成立」(『ヒストリア』二二五、二〇〇九年)、堀裕「平安初期の天皇權威と国忌」(『史林』八七、一六、二〇〇四年)等。

- (47) 虎尾俊哉「延喜式」(吉川弘文館、一九六四年)。

〔付記〕 本稿は共同研究「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」二〇一九年度全体研究集会(二〇一九年八月三一日)報告でのコメントや議論を踏まえて作成したものである。また、JSPS科研費16H03485・20H01318の成果でもある。また、小倉慈司氏から多大なるご教示を得た。この場を借りて厚く御礼申し上げる。

『本朝月令』所引「弘仁式」・「貞観式」逸文一覽

凡例

一、本項は『本朝月令』所引「弘仁式」・「貞観式」逸文の一覽を掲げるとともに、『弘仁式貞観式逸文集成』（国書刊行会、一九九二年、以下『逸文集成』）の字句を改訂すべき点を指摘したものである。

一、本文の左傍に記した「●」印は、『逸文集成』を改訂した字句、新たに補った字句に限って付した。「○」印は『逸文集成』を改訂するに至らないまでも特に注意を要する字句、特に補足すべき字句に付した。

一、校勘のために掲げた諸本の略称は、次のとおりである。

金本 尊経閣文庫所蔵金沢文庫旧蔵本

九本 宮内庁書陵部所蔵九条家旧蔵本

板本 板本群書類従本

集成 『逸文集成』

なお、個別にあげなかったが九本系統の近世諸写本については「諸本」と略称した。

一、本項の作成にあたって以下の文献を参照した。

虎尾俊哉・早川万年「弘仁式貞観式逸文集成の補訂」〔『延喜式研究』九、一九九四年〕。

清水潔『新校 本朝月令（神道資料叢刊八）』（皇學館大学神道研究所、二〇〇二年）。

虎尾俊哉編『延喜式（訳注日本史料）』上・中・下（集英社、二〇〇〇・二〇〇七・二〇一七年）。

その他、適宜写本の影印を確認した。

巻1 神祇1 四時祭上

第14条 大忌祭条 第15条 風神祭条

弘仁式云、大忌祭一座、廣瀬社、龍田社、七月准此、風神祭二座、右二社差王臣五位已上各一人宛使、国司次官以上、専当行事、即令諸郡別交易供贄二荷、其直并米酒稻、并用当国正税、自外所司請供、但鞍随損供進、

〔『本朝月令』四月四日広瀬龍田祭事条〕

●各一九本ニヨリ補ウ。

第17条 平野祭条

貞観式云、平野久度古關三神、

今案、平野是惣号非一神名、可注今木久度古關、更加相殿比壳神一座

〔『本朝月令』四月上申平野祭事条〕

●關一金本九本ニヨリ改ム。以下同ジ。關ハ関ノ異体字。

第21条 御贖祭条

弘仁神式云、御贖祭、中宮准此、云々、右從六月一日始至八日、日別御巫行事、其東宮日限并物数並減半、

〔『本朝月令』六月朔日神祇官始奉御贖事条〕

〔『本朝月令』六月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条〕

第22条 卜御体条

弘仁神式云、卜御体、辭曰、於保美麻、卜庭神祭二座、右所司預申官、官頒告諸司、若有侵土者、具注移送、即中臣官二人、宮主一人、卜部八人並給明衣、中臣細布、宮主以下調布、自朔日始、十日以前卜訖奏聞、其日平旦、預執奏文、納漆函置案上、候於延政門外、即副已上執奏案進大臣、大臣昇殿上、宮内省入奏、訖出召神祇官、称唯、伯与副若祐、昇案入置庭中簀上、勅曰、参来、伯称唯、共昇案、置殿上簀子敷上、中臣官便就版位、自余退出、内侍取奏文奉、御覽畢、勅曰、参来、中臣官称唯、昇就殿上座、披奏微聲奏、勅

曰、依奏行之、大臣称唯、次中臣官称唯退出、關司昇殿、撤案置簀上、神祇官昇出、

〔本朝月令〕六月十日奏御卜事条

●トノ上一字アキナキニヨリ削ル。

●右ノ上、金本九本アキニヨリ改ム。

第23条 月次祭条

弘仁神祇式云、供神今食料云々、右供御雜物、各附内膳主水等司、神祇官人率神部等、朝夕兩般、参入内裏、供奉其事、

〔本朝月令〕六月十一日神今食祭事条

第30条 御贖条

第31条 中宮御贖条

弘仁神式云、御贖云々、右晦日、卜部各著明衣、其一人執御麻、二人執荒世、二人執壺、宮主史生神部等左右分頭前臨、次中臣官人、次御麻、

次東西文部、各執、横刀、次荒世、次和世、著木、綿纒、進候延政門、大舍人叫門、宮内輔入奏、其詞見、宮内式、退出召中臣、称唯、率文部四国卜部入、宮主在、此中也、候於宜

陽殿南頭、中臣捧御麻、進就版位、勅曰、参来、即称唯、進就階下、中臣女、簡中臣氏女、堪事者奏定、於殿上転取供奉、畢授中臣、即執授卜部一人、令向祓所、

又更宮内輔入奏、其詞見、宮内式、退出召中臣、即称唯、東文部捧横刀、入就版位、勅曰、参来、即称唯就階下転授、中臣女取奉御、訖退出、次西文部進退、

亦如前儀、次中臣率卜部執荒世者、就階下置於席上、内掃部預敷簀於階下、縫置荒世和世御

服於席也、卜部披荒世、授中臣女、即執置量御体、惣五度、訖次卜部捧埴、中臣転執、授中臣女、執奉御、訖退授中臣、転授卜部、卜部取授後取、荒世事畢退出、亦中臣引和世、進退如荒世儀、其荒服者賜卜部、和服者

賜宮主、訖皆退出、解除而去、但中宮中臣祐已上一人、東宮准此、若不足兼取他司、捧御麻入候職司、令内侍啓、中臣女奉御麻御贖、其奉荒世和世、亦准此儀、東宮坊司入啓、訖出喚中臣、称唯捧御麻進就庭中、命云、参来、称唯昇自南階、奉。訖退出向祓庭、亦官人率卜部、進置荒世和世於席上、官人昇階、転授中臣女、奉之、余如供御職、儀之、其荒服和服者、縫殿寮預置階下簀上、命婦率女孺取奉、訖却安簀上、賜卜部宮主如前、

〔本朝月令〕六月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条

●叫一板本「叩」、九本ニヨリ改ム。

●足一板本「在」。金本九本「若」、延喜式モ参照シテ「足」ニ改ム。

●金本九本「職」、延喜式「儀」。

卷3 神祇3 臨時祭

第40条 東西文部条

神祇弘仁式云、凡東西文部等上大祓大刀者、取任諸司主典已上者、

〔本朝月令〕六月晦日東西文部奉祓刀事条

●九本ニヨリ補ウ。

卷8 神祇8 祝詞

第5条 広瀬大忌祭条

神祇祝式云、広瀬大忌祭、広瀬乃川合尔称辞竟奉留皇神乃御名乎白久、御膳持須留若宇加乃壳乃命止御名者白天、此皇神御前尔辞竟奉久、皇御孫命乃宇豆

乃幣帛乎令捧持天、王卿等乎为使豆、称辞竟奉久乎、神主祝部等諸聞食止宣、奉流宇豆乃幣帛者、御服、明妙、照妙、和妙、荒妙、五色物、楯、戈、御馬、

御酒者取乃閉高知、取腹満並豆、和稻荒稻尔、山尔住物者、毛乃和支物、毛乃荒支物、大野乃原尔生物、甘菜、辛菜、青海原尔住物者、鱒乃広物、鱒乃

狭物、奥津藻葉、辺津藻葉尔至万尔、置足天奉久止、皇神前尔白賜部止宣、如

此奉宇豆乃幣帛乎、安幣帛乃足幣帛尔皇神御心平久安久聞食天、皇御孫命乃長御膳乃遠御膳乃赤丹乃穗尔聞食、皇神乃御刀代乎始天、親王等王等臣等天下公民乃取作奥都御歳者、手肱尔水沫画垂、向腹尔泥画寄天、取将作奥都御歳乎、八束穗尔皇神乃成幸賜者、初穗者汁尔毛穎尔毛、千稻八十稻尔引居天、如横山打積置天、秋祭尔奉乎、皇神前尔白賜止宣、

〔本朝月令〕四月四日広瀬龍田祭事条

- 祝—金本九本ニヨリ補ウ。
- 白—金本ニヨリ改ム。
- 天—九本ニヨリ改ム。以下同ジ。
- 部—金本ニヨリ改ム。
- 物ノ下、金本九本ナキニヨリ削ル。
- 腹—金本九本ニヨリ改ム。
- 将—九本ナシ。金本ニヨリ補ウ。
- 十一—金本九本ニヨリ改ム。

第6条 龍田風神祭条

龍田風神祭、龍田尔称辞竟奉皇神乃前尔白久、志貴嶋尔大八嶋国知志皇御孫命乃遠御膳乃長御膳止、赤丹乃穗尔聞食須五穀物乎始天、天下乃公民乃作物乎、草乃片葉尔至末天、●不成、一年二年尔不在、歳真尼久傷故尔、百乃物知人等乃ト事尔出乎神乃御心者、此神止白止負賜乎、此乎物知人等乃ト事乎以天ト止毛出留神乃御心毛無止白止聞看天、●皇御孫命詔久、神等乎波、天社国社止忘事無遺事無、称辞竟奉止思志行波須乎、誰神會、天下乃公民乃作物乎、不成傷神等波、我御心會止悟奉礼止字氣比賜乎、是以皇御孫命大御夢尔悟奉久、天下乃公民乃作物乎、惡風荒水尔相都々、不成傷波、我御心者天乃御柱乃命、国乃御柱乃命止御心者悟奉天、吾前尔奉幣帛者、御服者明妙、照妙、和妙、荒砂、五色乃物、楯、戈、御馬尔御鞍具天、品々乃幣帛備天、吾宮者朝日乃日向处、

夕日乃日隱処乃龍田乃立野乃小野尔、吾宮波定奉天、●吾前尔称辞竟奉者、天下乃公民乃作物者、五穀乎始天、草乃片葉尔至万天、成幸聞奉乎悟奉寸、是以皇神乃辞教悟奉尔、宮柱定奉天、此皇神乃前乎、●称辞竟奉尔、皇御孫命乃宇豆乃幣帛令捧持天、王卿等乎為使天、称辞竟奉久止、皇神乃前尔白賜事乎、神主祝部等諸聞食止宣、

〔本朝月令〕四月四日広瀬龍田祭事条

- 天—九本ニヨリ改ム。以下同ジ。
- 久—九本小字ニヨリ改ム。
- 御孫—金本ニヨリ改ム。
- 乎—九本ニヨリ改ム。

第7条 平野祭条

神祇祝式云、平野祭、天皇我御命尔坐世、今木与利仕奉来流皇大御神乃広前尔白給久、皇大御神乃乞志給乃麻尔、此所乃底津石根尔宮柱広敷立、高天乃原尔千木高知天、天乃御蔭日乃御蔭止定豆、祢宜尔神祇某官位姓名定天、●進流神財波、御弓、御大刀、御鏡、鈴、衣笠、御馬尔引並天、御衣波明妙照妙和妙荒妙尔備奉利弓、四方国乃進礼留御調乃荷前乎取並天、御酒波躰戸高知、躰腹満並天、山野乃物波甘菜辛菜、青海原乃物波鱒乃広物、鱒乃狹物、奥毛波辺毛尔至麻天、雜物乎如横山置高成天献流宇豆乃大幣帛乎平久所聞天、天皇我御世乎堅石尔常石尔斎奉利、伊賀志御世尔幸聞奉天、万世尔御坐令在米給止、称辞竟奉久止申、又申久、参集乎仕奉親王等王等臣等百官人等乎毛、夜守日守尔守給天、天皇我朝廷乎弥高尔弥広尔、伊賀志夜具波江如久立菜之女、令仕奉給止、称辞竟奉久止申、

〔本朝月令〕四月上申平野祭事条

- 大—九本ニヨリ補ウ。
- 立ノ下「豆」アリ。九本ナキニヨリ削ル。
- 定ノ下、底本「奉」アリ。九本ナキニヨリ削ル。

- 天―九本ニヨリ改ム。
- 大―九本ニヨリ改ム。
- 坐―九本ニヨリ改ム。

第8条 久度古関条

久度古関、天皇我御命^{尔坐世}、久度古関二所能^{尔之天}宮^{尔之天}、供奉来^流皇御神乃^乃広前^{尔白給久}、皇御神乃^乃乞^{比給乃比之任}、此所乃^乃底^津石根^{尔宮柱}広敷立、高天乃^乃原^{尔千木}広知^号、天乃^乃御蔭日乃^乃御蔭止^{定奉号}、祢宜某官位姓名^{定天}、進^流神財^波、御弓、御大刀、御鏡、鈴、衣笠、御馬引^{手引並天}、御衣^波明妙照妙和妙荒妙^{尔備奉天}、四方国乃^乃進^{礼留}御調乃^乃荷前^{手取並天}、御酒^波瓊戸高知、瓊腹滿^{並天}、山野物^波甘菜辛菜、青海原乃^乃物^波、鱒^能広物、鱒乃^乃狭物、奥津^{毛波}辺津^{毛波}至^{万天}、雑物^手如横山置高成^{天献流}。宇豆^能大幣帛^{乎平久所聞号}、天皇我御世^{乎堅}石^{尔常石}尔齋^{奉利}、伊賀志御世^{尔幸閑奉号}、万世^{尔御令坐}采^{給止}、称辞竟^{奉久}登^申、

〔本朝月令〕四月上申平野祭事条

- 開―金本九本ニヨリ改ム。以下同ジ。開ハ関ノ異体字。
- 開ノ下、一字アク。
- 万―九本ニヨリ補ウ。
- 立ノ下、集成「弓」アリ、削ル。
- 大―九本ニヨリ改ム。
- 天―九本ニヨリ改ム。以下同ジ。
- 能―九本ニヨリ改ム。
- 御令―九本ニヨリ改ム。
- 坐―集成「座」、改ム。

第9条 月次祭条

神祇祝式云、六月月次祭、十二月准此、
 ● 集侍神主祝部等諸聞食^{止宣}、高天原^{尔神留坐}皇陸神漏伎命、神漏弥命以^天天社国社^止称辞竟^{奉皇神等前尔白久}、今年乃^乃六月月次幣帛、^{十二月者云今年十二月月次幣帛}明妙、照妙、和妙、荒妙^{尔備奉天}、朝日乃^乃豊榮登^尔、皇御孫命乃^乃宇豆乃^乃幣帛^{乎称辞竟奉久止宣}、大御坐乃^乃辞竟^{奉皇神等乃前尔白久}、神魂、高御魂、生魂、足魂、玉留魂、大宮壳、御膳都神、辞代主^止御名者白^{天辞竟奉者}、皇御孫命乃^乃御世^乎、手長御世^止、堅磐^{尔常磐尔齋比奉}、茂御世^{尔幸閑奉故}、皇吾^{陆神漏伎命}、神漏弥命^止、皇御孫命乃^乃宇豆乃^乃幣帛^{乎称辞竟奉久止宣}、座摩乃^{御巫辞竟奉皇神等乃前尔白久}、生井、榮井、津長井、阿須波、々比伎^止御名者白^{天辞竟奉者}、皇神乃^乃敷坐下都磐根^{尔宮柱}太知立、高天原^{尔千木}高知^{天皇御孫命瑞乃御舍仕奉天}、天之御蔭日之御蔭^止隱坐^天、四方国^{乎安国止平久}知食須故、皇御孫命乃^乃宇豆乃^乃幣帛^乎、称辞竟^{奉久止宣}、

〔本朝月令〕六月十一日神今食祭事条

- 集―九本改行二從ウ。
- 御―九本ニヨリ補ウ。
- 比―九本ニヨリ補ウ。
- 都―九本大字ニ作ルニヨリ改ム。
- 立―九本ニヨリ補ウ。
- 知―集成「和」、改ム。
- 須―九本ニヨリ補ウ。

第12条 大祓条

神祇祝式云、六月晦大祓、^{十二月、准此}
 ● 集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食^{止宣}、天皇朝廷^{尔仕奉留}比礼挂伴男、手^手襴挂伴男、鞞負伴男、劍佩伴男乃^乃八十伴男^{乎始天}、官々^{尔仕奉留人等乃過犯}

介奉雜々罪乎、今年六月晦之大祓^介、被給比清給事乎諸聞食止宣、中臣祓云々、

『本朝月令』六月晦日大祓事条

●集—九本改行二從ウ。

第13条 獻横刀呪条

神祇式云、西文忌寸部獻御麻時呪、謹請皇天上帝、三極太君、日月星辰、八方諸神、司命司籍、左東王父、右西王母、五方五帝、四時四氣、捧以^{緑カ}緑人、請除禍災、捧以金刀、請延帝祚、呪曰、東至扶桑、西至虞淵、南至炎光、北至弱水、千城百国、精治万歳々々、

『本朝月令』六月晦日大祓事条

●太—金本九本ニヨリ改ム。

●方—金本ニヨリ改ム。

○緑—金本九本「緑」、延喜式「銀」、諸本「緑」、意ニヨリテ改ムベキカ。

●請—金本九本ニヨリ改ム。

●光—金本九本ニヨリ改ム。

●々—金本九本ニヨリ改ム。

卷11 太政官

第69条 大忌風神条

又云、凡大忌風神二社者、四月七月四日祭之、奏齋日如常式、定五位以上下食者四人、^{社別王臣各一人、式部}赴社監祭、^{事見神祇式}祇式

『本朝月令』四月四日広瀬龍田祭事条

●凡—金本ニヨリ補ウ。

第71条 平野祭条

弘仁官式云、凡四月十一月上申祭、大臣若參議以上赴集、或皇太子親進奉幣、^{園韓神二月十一月中丑、春日二月上申十一月中申、楓祭四月十一月上卯、事見神祇式}

『本朝月令』四月上申平野祭事条

●集—金本ニヨリ改ム。

●一—金本ニヨリ改ム。

○楓—集成「風」ト傍書ス。

第72条 賀茂祭条

弘仁神式云、凡四月中申西祭賀茂二社、^{齋内親王向社、史一人、左右史生各一人、官掌一人向祭所、檢校諸事、山城国司預申祭日即録状、少納言奏聞、差勅使令奉幣、并有走馬、^{事見内藏馬寮}其日、宮門閤門立仗守衛、前一日、大臣侍殿上召諸衛府於殿前庭、而仰警固事、後日解却亦准此、}

『本朝月令』四月中西賀茂祭事条

○神—諸本異同ナシ。延喜式ハ太政官式ニアリ。

●聞—九本「可」、金本ニヨリ改ム。

第73条 御体卜条

弘仁官式云、凡御体卜者、神祇官中臣率下部等、六月十二月一日、始齋卜之、九日卜竟、十日奏之、^{神祇官侵土、諸司可令勘申}即令外記先申大臣、^{狀、預申官、官召諸司仰之、}神祇副若祐奏案進大臣、訖大臣就殿上座、中臣官人奏聞、^{事見神祇式}

『本朝月令』六月十日奏御卜事条

〔対応条文なし〕

又云、若有三卯、用中卯、有二卯、用上卯、

〔『本朝月令』四月上卯大神祭事条所引延喜九年外記日記〕

第74条 月次祭条

弘仁式云、凡六月十二月十一日月次祭、奉班幣帛、大臣以下集神祇官如祈年儀、其応供^二神今食及大嘗小斎中納言已上一人、参議一人、散斎之日、外記録名、附神祇官令卜、但次侍從五位已上、中務輔率其身、向神祇官卜定、訖即並中務奏、其諸司六位已下女孺等、致斎之日、本司各録歴名、送宮内省、^{外記史等}即神祇官卜、^{事見宮内省}訖各帰舎沐浴、晡後入内、供奉其事、

〔『本朝月令』六月十一日月次祭事条〕

貞觀官式云、前式、凡六月十二月云々、神今食、大嘗小斎中納言已上一人、参議一人云々、今案、加親王一人、若中納言已上、不卜食者、定参議二人、

〔『本朝月令』六月十一日神今食祭事条〕

第75条 大祓条

弘仁官式云、凡六月十二月晦、於宮城南路大祓、大臣以下五位以上、就幄下座、弁史各一人、率中務式部兵部等省、申見参人数、^{太政官人数亦録送式部入惣目}百官男女悉会祓之、臨時大祓亦同、^{事見儀式}

〔『本朝月令』六月晦日大祓事条〕

貞觀官式、(○中略)前式、凡六月十二月晦日、宮城南路大祓、大臣已下、五位已上、就幄下座云々、今案、立幄停止、^{見式部式}

〔『本朝月令』六月十一日神今食事条〕

第101条 五月五日条

弘仁官式云、凡五月五日、天皇觀騎射并走馬、弁及史等檢校諸事、所司設御座於觀射殿、是日、内外百官皆着昌蒲鬘、諸司各供其職、^{事見儀式}●觀—九本ニヨリ改ム。●着—集成「著」。

〔『本朝月令』五月五日節会事条〕

第102条 負馬条

貞觀馬式云、凡五位已上不堪進五月五日走馬、四月廿日以前申送其状、已進不堪状之後、若当日、若先一日、進馬之類、並為負馬、

〔『本朝月令』五月五日節会事条〕

第103条 相撲条

弘仁官式云、凡六月九日、任左右相撲司、太政官簡定参議正次侍從奏聞、^{人数臨時处分、}中務任之如式部儀、^{事見儀式}

〔『本朝月令』六月二十五日任左右相撲司事条〕

第110条 山陵幣条

勘太政官式云、季冬献幣於諸山陵、用立春前吉日、

〔『本朝月令』四月上卯日大神祭条所引延喜九年外記日記〕

貞^{〔觀式之〕}、^{○。}扱大神祭後立春前之吉日、

〔本朝月令〕四月上卯日大神祭条所引延喜九年外記日記〕
○九本二字分空白。年中行事秘抄「觀式」二作ル。

第127条 列見条

弘仁官式云、凡諸司官人得考并成選數者、中務式部兵部三省、二月十一日申太政官、其成選應叙位者、式部兵部二省各率諸司主典已上列見大臣、二省依簿引唱、若当昇降者、親自執筆点定、事見儀式番上者於式部引唱、

〔本朝月令〕四月七日奏成選短冊事条〕

貞觀官式云、凡諸司官人得考并成選數者云々、三省、二月十一日申太政官云々、今案改十一日為十日、列見如旧、

〔本朝月令〕四月七日奏成選短冊事条〕

第128条 擬階条

弘仁官式云、(○中略)凡式部兵部二省、進成選擬階短冊者、各預造簿三通、月内入外記、外記物造奏文、預申參議以上、其日、大臣以下共率奏聞、事見儀式

〔本朝月令〕四月七日奏成選短冊事条〕

同式云、凡式部兵部二省、奏成選短冊、三月内云々、今案、四月七日奏之、

〔本朝月令〕四月七日奏成選短冊事条〕

第130条 位記召給条

弘仁官式云、(○中略)凡成選應叙位者、奏短冊後、式兵二省、預書位記請印、所須丹膠等物預先請受大臣就朝座、二省率應叙人就位、弁大夫宣命、二省唱名賜之、事見儀式

〔本朝月令〕四月七日奏成選短冊事条〕

貞觀官式云、凡成選應叙位云々、今案四月十五日、授位記、

〔本朝月令〕四月七日奏成選短冊事条〕

貞觀官式云、(○中略)凡授成選位記并補任郡司、内記進宣命文、外記直進請其文、授宣命大夫、宣命畢、選人任人稱唯、再拜舞踏、事見儀式

〔本朝月令〕四月七日奏成選短冊事条〕

第131条 任郡司条

弘仁官式云、凡諸国銓擬言上郡司大少領者、式部対試造簿、先申大臣、即奏聞、訖式部書位記請印、於太政官叙位、

〔本朝月令〕四月廿日奏郡司擬文事条〕

卷12 中務

第29条 相撲司条

弘仁中務式云、凡相撲司、六月九日、任堪事者、其儀式如除目、可任用人色見太式

〔本朝月令〕六月廿五日任左右相撲司条〕

貞觀中務式云、前式、凡相撲司、六月九日、任堪事者云々、今案、前節一月任之、

〔本朝月令〕六月廿五日任左右相撲司条

第30条 相撲節条

同式云、前式、凡七月六日云々、七日寅刻云々、向相撲司、即五位已上、及丞内舍人等云々、共入各立輦前、奏舞一曲、廻頭就座云々、今案、定月日、唯五位已上立大旗、了共揖著座、然後奏厭舞、

〔本朝月令〕六月廿五日任左右相撲司条

○七日—金本ナシ。

第74条 諸司時服条

弘仁中務式云、時服、神祇官太政官左弁官云々、右雖有定員、待本司解、明知見定、然後給之、其自十二月一日、至五月卅日、上日、長上百廿以上、番上八十以上、給春夏服、秋冬准此、春以三月、秋以九月為限、四月十日給之、其計夜者、侍從限卅以上、省丞内舍人五十以上、六衛府官人以下、舍人以上、左右兵庫、左右馬寮五十以上、自余不可計夜、其親王及參議以上者、不在給限云々、六月十二月一日、惣造解文、十日申太政官、事見儀式、

〔本朝月令〕六月九日中務省奏給諸司春夏時服文事条

●日—九本「日」、延喜式「月」、意ヲ以テ改ムベキカ。

貞觀中務式云、時服神祇官云々、右云云、六月十二月一日、惣造解文、

十日、今案、申太政官、

〔本朝月令〕六月九日中務省奏給諸司春夏時服文事条

第76条 後宮時服条

弘仁中務式云、後宮時服云々、妃夫人嬪女御更衣云々、前件時服、夏四月五日、冬十月五日、内侍具録人数及物色移省、省造解文申官、

〔本朝月令〕四月十日中務省奏給後宮并女官春夏時服文事条

第77条 宮人時服条

弘仁中務式云、(○中略)宮人時服、内侍司云々、前件時服、夏四月二日、内侍司具録人数并賜物色目移省、省造解文十日申官、官符下大藏省、即内侍司請受、依件班給、

〔本朝月令〕四月十日中務省奏給後宮并女官春夏時服文事条

卷12 内記

第6条 告朔函条

(弘仁内記之)式云、凡天皇御大極殿、視告朔者、諸司大夫進置函於案上、奏者奏畢復本列、訖侍從令舍人喚内記、(預候龍尾道階下)内記二人称唯、昇東西階就版位立、侍從宣曰、進文収之、称唯進案下、搢笏昇案退降東階、出蒼龍樓掖門、公文惣送中務省、

〔本朝月令〕四月朔日視告朔事条

卷15 内蔵

第13条 賀茂祭条

弘仁内蔵式云、賀茂祭上社下社、松尾社、社別称宜祝各一人、上下両社、各物忌一人、云々、使

等装束料云々、右当日平旦、内侍已下退出、於寮庁前与使官人等共解除、
訖松尾社幣使附祢宜祝等、即使等再拜而段、退各就座、寮家供饌行酒乃
発、山城国司率騎兵等於京外路、前駈祇承、

〔「本朝月令」四月中西賀茂祭事条〕

●各一丸本「出」、金本・延喜内蔵式ニヨリ改ム。

第23条 毎月御贖条

弘仁内蔵式云、晦日御贖、中宮春
宮並同、云々、右毎月晦日御贖、依件擬備進闕司、

〔「本朝月令」六月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条〕

●春一丸本ニヨリ改ム。

(内蔵式)
貞観式云、晦日御贖、金人銀人云々、紫帛二尺云々、今案、停紫帛、定
紫棄汁染絹四尺、

〔「本朝月令」六月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条〕

卷17 内匠

第29条 毬子条

貞観内匠式云、凡五月六日、毬子廿丸、盛柳
篁、預造備、騎射畢即当武徳
殿南階西辺、允以上一人率番上一人持候、随殿上喚進、

〔「本朝月令」五月六日競馬事条〕

卷18 式部上

第112条 郡司条

貞観式部式云、凡郡司者不得併用同姓云々、今案除同門外聽任、

〔「本朝月令」四月二十日奏郡司擬文事条〕

第114条 郡司有闕条

弘仁式部式云、凡諸国郡司補任之後、皆移民部省、其銓擬郡司、正月卅
日以前、令集省、若二月以後參者随返却、但擬文者、以四月廿日以前為限、

〔「本朝月令」四月二十日奏郡司擬文事条〕

第115条 郡司補任条

第120条 畿内復任条

(貞観式部)
同式云、前式、凡畿内郡司、以理解任之後、聽直散位寮、今案、患解、服解、
侍解、復任本職、

〔「本朝月令」四月二十日奏郡司擬文事条〕

第121条 畿内成選条

貞観式部式云、(○中略) 凡畿内郡司、六年成選、

〔「本朝月令」四月二十日奏郡司擬文事条〕

第122条 補任郡司条

貞観式部式云、(○中略) 凡補任郡司者、六月卅日為限、

〔「本朝月令」四月二十日奏郡司擬文事条〕

第123条 奉大臣宣条

貞觀式部式云（○中略）、凡縁銓擬郡司事、須奉大臣宣、莫奉内侍宣、

〔本朝月令〕四月二十日奏郡司擬文事条

卷28 兵部

第7条 騎射条

弘仁兵部式云、五月五日、騎射前一日、左右近衛左右兵衛等府、各試練
心射人、造簿移省、其數見
衛府式射畢、即録中的人数申官、每中一的給布一端、

〔本朝月令〕五月五日節会事条

第124条 朱錯条

貞觀式部式云、（○中略）凡銓擬郡司縁朱錯返却之類、明年重被銓擬者、
不可更令入京、

〔本朝月令〕四月二十日奏郡司擬文事条

第8条 進走馬条

〔弘仁兵部式云〕
同節、五位以上進走馬、親王一品八疋、二品六疋、三品四品四疋、太政
大臣八疋、左右大臣六疋、大納言四疋、中納言三疋、三位四位參議二疋、
一位二位三疋、三位二疋、四位五位一疋、前十日、走馬結番之文、從太
政官賜省、其馬毛色各令諸家申、訖造奏文二通、一通録進馬五位已上、
上歷名、一通録結番又造
奏札三枚、一枚五位已上馬目錄、卿奏、一枚四位已上諸王五位姓名并馬毛、
大輔奏、一枚諸臣五位姓名并馬毛、少輔奏、並納黃帛袋取、省出用、前一日
明旦卿齋奏文二通、入付内侍令進、若卿不在、
者、輔代、

〔本朝月令〕五月五日節会事条

第125条 郡領叙位条
貞觀式部式云、（○中略）凡叙任郡領之日、丞齋名簿授外記、外記執之
進大臣、

〔本朝月令〕四月二十日奏郡司擬文事条

●省—九本ニヨリ改ム。

第126条 不附考帳条

貞觀式部式云、（○中略）凡郡司補任之後、二年類不附考帳者解任、

〔本朝月令〕四月二十日奏郡司擬文事条

卷31 宮内

第23条 供奉御麻条

弘仁宮内式云、凡六月十二月晦日、神祇官供奉御麻御贖、其日申時、陳
列御麻等物、省輔若丞進候延政門、大舍人叫門如常、闕司伝宣、訖輔入
奏、其詞曰、宮内省申久、御麻進_{平止}、神祇官姓名御門候_止申、中臣捧御
麻進、中臣女於殿上転取供奉、畢復本所、更輔入奏、其詞曰、宮内省申
久、御贖進_{平止}、神祇官姓名倭河内乃忌寸部、四国乃卜部等率_{天候止}申、中
臣等入行事如常儀、畢退出、即輔已下史生已上參大祓所、録送刀祢数札
二枚、一送中務省、
一送式部省、

卷26 主税上
第43条 賀茂祭食料条

貞觀主税式云、凡賀茂祭使食料稻四百束、以山城国正税宛之、

●料—金本ニヨリ補ウ。
〔本朝月令〕四月中西賀茂祭事条

● 伝―九本「輔」、集成「伝」、延喜式・諸本ニヨリ改ム。
〔本朝月令〕六月晦日大祓事条

卷38 掃部

第4条 進御贖物条

貞観掃部式云、六月、進御贖物設置云云、今案加設席一枚、

● 〔本朝月令〕六月朔日神祇官始奉御贖事条

● 御―九本一字虫損、延喜式「御」アリ、意ヲ以テ補ウ。

第58条 暉章堂条

貞観掃部式云、凡暉章堂告朔、諸司五位已上座者、每朔日且以儲料鋪之、

曹司序准此、但皇帝臨軒不須、

〔本朝月令〕四月朔日視告朔事条

卷41 彈正

第105条 進告朔函条

弘仁彈正式云、凡進告朔函時者、弁官、式部、兵部、彈正六位已上者、立本司序前、他司五位已上者、立東西序前、六位已下立弁官式部序後、

〔本朝月令〕四月朔日視告朔事条

卷43 東宮

第14条 平野祭条

貞観春宮式云、前式、四月上申、奉平野祭幣帛云々、今案、春宮有障差進以上一人奉之、
〔本朝月令〕四月上申平野祭事条

卷45 左右近衛

第27条 騎射的条

貞観近衛式云、凡騎射的百廿枚、受木工寮、但騎駒牽并六日的、当府備之、

● 〔本朝月令〕五月五日節会事条

● 牽―九本ニヨリ改ム。

第44条 葉玉料条

弘仁近衛式云、凡五月五日葉玉料、昌蒲、蓬、
惣盛一興、雜花十捧、
盛瓮居台、三月平旦申内侍司、列設南殿前、
諸衛准此

〔本朝月令〕五月三日六衛府獻昌蒲并花等事条

卷48 左右馬

第24条 四月駒牽条

弘仁馬寮式云、四月廿七日、御覽駒式、

● 右当日早朝調列櫪飼御馬、車駕幸於射殿、登時官人率御馬、自便門出、至於馬出埒下頭御馬名奏進於御監、御監即執奏、而後頭助左右陣立於御馬之前、允一人執馬簿、進立殿前、乃從埒西外御馬陣稍進、比至御前奏馬名、詞曰云々、

〔本朝月令〕四月二十八日駒牽事条

● 右―九本改行スルニ從ウ。

貞觀馬寮式云、四月廿七日、御覽駒式、前式当日早朝調列懸飼御馬今案
八十疋、国云々、頭助左右陣立、今案、左云々、度尽退出、次右寮御馬
飼三十一疋、如前度畢、今案左右寮助、云々、右寮頭、亦左右陣立、云々、

●云々―九本ニヨリ大字ニ改ム。
〔本朝月令〕四月二十八日駒牽事条

〔対応条文なし〕

弘仁馬寮式、五月三日、小五月式、右当日二府官人、率近衛兵衛就寮、
寮経奏令騎、簡定御馬五十三疋、冊二疋近衛府、十一疋近衛府列向於近衛埒騎射、諸衛
官長共加檢閱、寮官率馬医等、於埒下点馬、能不准状相代、

〔本朝月令〕五月三日六衛府猷昌蒲并花等事条

貞觀馬式云、五月三日、小五月式、前式、当日二府官人云々、簡定御馬
五十三疋今加一疋、云々、十一疋兵衛府今加一疋、云々、

〔本朝月令〕五月三日六衛府猷昌蒲并花等事条

第26条 競馬騎射条

弘仁馬寮式云、五月六日、雙馬并騎射式、

●右当日早朝、鞍細馬十疋、車駕幸射殿、登時頭御馬名簿進於御監、則伝
奏、寮官率馬騎近衛十人令騎細馬、即以次度、度畢頭已下從射殿後至於
馬出、左右近衛中少将与寮頭助、共令雙走、左右近衛将監左右馬寮允属
各一人率馬医就馬留標下、注勝負丈尺、寮官各一人立馬出埒左右側、奏
馬名詞云々、

〔本朝月令〕五月六日競馬事条

●雙―金本九本以下諸本「雙」に作ル。

●右―九本改行スルニ従ウ。

●度―金本九本ニヨリ補ウ。

貞觀馬寮式云、同月六日、競馬并騎射式、前式、当日早朝、鞍細馬十疋、
今案、雖有駿馬、不載駒牽奏文、莫預此例云々、

〔本朝月令〕五月六日競馬事条

「弘仁式」・「貞観式」新出逸文一覽(稿)

凡例

一、本項は『弘仁式貞観式逸文集成』(国書刊行会、一九九二年)刊行後に紹介された「弘仁式」・「貞観式」逸文を集成したものである。

一、校訂註については原本の文字を改訂すべき字句については「」、参考または説明は()で示した。頭注については(○頭注)、特に触れるべき校異については「○」印で示した。

一、参考にした刊本は、大日本古記録『陽明文庫本勘例 上』、その他は拙稿「弘仁式」・「貞観式」逸文集成の補訂とその考察」を参照されたい。

巻1 神祇1 四時祭上

第9条 園并韓神祭条

上丑日、園并韓神祭事 一座園、三座韓神、若有三丑者、用中丑、今案、春日祭後丑、

(○頭注)「小祀、今加、弘仁无、」

〔『新撰年中行事』上、二月上旬丑日園并韓神祭事条〕

第10条 大宮禿神祭条

上午日、大宮禿祭事 坐造酒司、冬十一月云々、神主供事、

(○頭注)「四座、今加、弘仁无、」

〔『新撰年中行事』上、二月上旬日大宮禿祭事条〕

第11条 平岡祭条

上申日、平岡祭 冬十一月、官人一人、率雜色人、供奉祭事、
(○頭注)「四座、今加、小祀、」

〔『新撰年中行事』上、二月上旬日平岡祭条〕

巻2 神祇2 四時祭下

第56条 每月中宮御麻条

式云、每月中臣率卜部進之云々、

〔『新撰年中行事』上、正月晦日神祇官奉御贖物事条〕

巻11 太政官

第81条 会参上日条

貞官式、王氏五位以上参此会者、見役外給仕還上日、

〔『新撰年中行事』上、三月七日薬師寺最勝会事条〕

巻12 中務

第70条 追儺条

中務式云、其弓矢、就木工寮受之云々、

○今案、陰陽寮作進、

〔『新撰年中行事』下、十二月晦日追儺事条〕

○今案以下七字、『撰集秘記』は小書し、前文の「中務式云、其弓矢、就木工寮受之云々」に続けて記す。

中務式云、其弓矢、就木工寮受之云々、今案、陰陽寮作進、

卷18 式部上

第76条 最勝維摩不参条

貞觀太政官式云、王氏五位以上若不参者、不得預新賞云節、六位以下奪季祿、其参不者待太政官所下簿知之、

〔「小野宮年中行事」三月七日藥師寺最勝会事条〕

〔「撰集秘記」十二月晦日追儺事条〕

〔「貞觀」〕同式部式云、五位以上若不参者、不得預新賞云、六位以下奪季祿、其参不者、待太政官所下簿、警云々、

〔「新撰年中行事」上、三月七日藥師寺最勝会会事条〕

第252条 位祿条

弘式部式云、(○中略)又云、位祿者、每年十一月十一日申太政官、廿二日給之、預具録曆名移彈正台、其四位・五位自参而受、参議及散位年七十以上、不在此例、

〔「新撰年中行事」下、十一月十日三省申位祿文事条〕

卷20 大学

第4条 祭日相当条

貞式云、京日、在蘭韓神并春日・大原野等祭之前、及当祭日、停用三牲及兔、代之以魚、六衛扇式又同之、

〔「新撰年中行事」上、二月上旬丁积奠事条〕

第7条 前享廿日条

大学式云、十一座、(每座)先聖文宣王・先師顔子、從祀九座、閔子騫・舟伯牛・仲弓・冉有・季路・宰我・子貢・子游・子夏、

〔「新撰年中行事」上、二月上旬丁积奠事条〕

又云、若上丁当国忌及祈年祭、改用中丁、貞觀今案、日蝕亦同、

〔「新撰年中行事」上、八月上旬丁积奠事条〕

卷21 玄蕃

第5条 国忌条

大学式云、若上丁当国忌及祈年祭、改用中丁、貞今案、日蝕亦同云々、
四日、国忌(西大寺)、高野天皇、貞觀今案止、天長元年十月十日官符、依去九月廿七日太政官論奏省除、
高野天皇、今案止、

〔「新撰年中行事」下、八月四日国忌条〕

九日、国忌(元興寺)、田原天皇、諱志貴皇子、天智天皇、靈龜二年、葬田原西陵、弘仁天皇踐祚之後、追儺春日宮天皇、置国忌・山陵也、今不廢務、但省除由不見也、

件国忌載弘仁式也、貞觀式無所改、而不載延喜式、可尋、又載朝所打板、仁和三卜、元慶八年十二月官符、置贈皇太后藤原氏山陵、(原脱)停田天皇陵、而仁和三年打板、猶有此国忌、可尋、令檢国史、元慶八年六月十六日丙午、省除件国忌、

件田原天皇国忌、近代之例、無廢務、檢貞觀式、不省除、又仁和三年已載朝所打板、但延喜治部式不見、而檢式云、東西二兩寺、六位以下三分之二参、春宮坊三月十七日・廿一日、八月二度参云々、所謂八月二度、件田原天皇九日国忌・光孝天皇廿六日国忌等也、治部式脱漏不載歟、為

当此式可除不除歟者、可尋論奏・官符等也、

〔「新撰年中行事」下、八月九日国忌条〕

十七日、国忌事大安寺、崇道天皇、今案止、
天長元年十月十日官符、依去九月廿七日論奏止之、但同年十二月十四日官符、列十陵、預荷前也、

〔「新撰年中行事」下、十月十七日国忌条〕

同日、国忌事前式、大安寺、改東寺、
（廿八日）

〔「新撰年中行事」下、十二月二十八日国忌条〕

第10条 最勝会条

貞玄式云、始、十三日終云々、

〔「新撰年中行事」上、三月七日薬師寺最勝会事条〕

第72条 受戒条

同貞式云、受戒畢、見具録僧数、使并十師連署、上奏之、

〔「新撰年中行事」上、三月十一日受戒事条〕

○見具録―延喜玄蕃式「具録」。

卷23 民部下

第18条 隱首括出条

弘式云、隱首并者、十月一日、除帳等帳、
（十一月）主計寮送省、判署付主

税、貞今案、具如延式、

〔「新撰年中行事」下、十月一日隱首等帳事条〕

第58条 貢蘇番次条

前式作三番、東海十四国為一番、除志、東山五箇国、除飛驒、陸奥、出羽、北陸五箇国、除佐渡、但加賀、山陰六箇国、除隱岐、惣十六箇国為二番、丹波、山陽七箇国、除長門、南海六箇国、大宰、合廿四箇国為三番、件前式、今所不用也、然而為知旧跡所裁也、

〔「新撰年中行事」下、十一月貢蘇事条〕

卷26 主稅上

第102条 位祿運賃条

貞主稅式云、凡五位已上位祿、給諸国者、東海道駿河以東、々山道信乃以東、北陸道能登以北、山陰道伯耆以西、給運賃、自餘諸国及在国司、不在此限、

〔「新撰年中行事」下、十一月十五日位祿目錄合造奏事条〕

卷29 刑部

第27条 売兒条

弘式云、父母縁貧窮売兒為賤、其事在己丑年以前者、任依元契、若売在庚寅年以後、及因負債被強充賤、并余親相売者、皆改為良、不須論罪、其大宝二年制律以後、依法科断、

檢延喜式不載此条、今案、律設売親充賤之罪、式制依法科断之文、依事重疊除其繁章歟、但為見旧事、猶載此文、

〔「小野宮年中行事裏書」十一月主殿寮進御殿炭及殿上侍料炭事〕

卷31 宮内

第59条 国栖条

弘仁宮内式云、凡供奉節会吉野・御勝(ツマ)笛工、每節以十七人為定、十二国栖人、笛有、其正月十六日・十一月新嘗会、各給祿、無位庸布二端、

〔陽明文庫所藏〕勘例 御葉・朝賀・小朝拜〕国栖事条〕

卷40 主水

第2条 御生氣御井神条

主水司式云、御生氣御井神祭、中宮右随御生氣、扨宮中若京内一井堪用者定、前冬土王、令牟義都首前式偏字漂治即祭之、至於立春日味旦、牟義都首汲水、付司擬供奉、一汲之後、廢而不用、○(頭注)「前式付水司云々、」

〔「新撰年中行事」上、正月立春日主水司献立春水事条条〕

○前式偏字―この傍書、『撰集秘記』になし。

卷41 彈正

第35条 京中巡察条

貞格、隔月云々、而同式云、(貞觀)今案、雖格有隔月之制、然依彼符每月巡察云々、

〔「新撰年中行事」上、毎月彈正巡察京中事条〕

第81条 虎皮豹皮条

白玉帶、五位以上(卷)馬脛帶、五(位)烏犀帶、若帶劍者、

參議用豹皮後鞞、五位以上用虎皮、六位用北豹皮、(土俗云、阿多羅)

〔「紀家集」〕「競狩記」

第82条 白玉腰帶条

白玉帶、五位以上(卷)馬脛帶、五(位)烏犀帶、若帶劍者、參議用豹皮後鞞、五位以上用虎皮、六位用北豹皮、(土俗云、阿多羅)

〔「紀家集」〕「競狩記」

第84条 烏犀帶条

白玉帶、五位以上(卷)馬脛帶、五(位)烏犀帶、若帶劍者、參議用豹皮後鞞、五位以上用虎皮、六位用北豹皮、(土俗云、阿多羅)

〔「紀家集」〕「競狩記」

卷43 東宮

第44条 帶刀舍人条

式云、分兵衛置帶刀云々、

〔「小野野宮年中行事裏書」二月十一日列見選人事裏書〕

卷45 左右近衛

第18条 大雷時条

近衛式云、大雷時、陣御在所、又兵衛直參入、陣紫宸殿前、内舍人立清涼殿西廂、

〔「新撰年中行事」上、五月雷鳴事条〕

○大雪―延喜近衛式「大雷」。

○清涼殿―延喜近衛式「春興殿」。

第33条 鼓吹戸条

伴云、兵部式吹部等、起十月一日、尽二月卅日、合五箇月間、教習鼓角、以三月一日試習才業、即歸本郷、畿内吹部等五十以上、不得吹習者免之、和銅二年六月十二日、右大弁官宣之、

〔「令集解」職員令27鼓吹司条〕

第23条 賭射射手条

貞近衛式云、十八日、射手官人・近衛并十人、必備 將監、当日早旦、録夾名奏聞、取箭近衛八人、為二番、々別四人、不帶弓箭、

〔「新撰年中行事」上、正月十八日賭弓事条〕

卷48 左右馬

第1条 御牧条

本朝月令云、右諸牧駒云々、信濃・上野〔国脱力〕兩任牧監、余国任主当、今案、甲斐国亦任牧監、

〔陽明文庫本『北山抄』卷九、羽林要抄、信濃馬日事裏書〕

〔本朝月令〕八月駒牽事条逸文〕

第3条 年貢御馬条

延式云、真衣野・相〔箱〕前兩牧、卅疋、元五十疋、元五十疋、元五十疋、

〔「新撰年中行事」下、八月七日牽甲斐国勅旨牧御馬事〕

式、諸牧卅疋、後加十疋、石川・小川・由比・官字、式、立野廿疋、〔急忘〕元十五疋、今五疋、繫飼十疋、每年十月以前牽貢、〔急忘〕路次之國、〔急忘〕秣藟・牽夫

〔「新撰年中行事」下、八月二十五日牽武蔵立野御馬事条〕

卷49 兵庫

表 弘仁式貞観式逸文集成目録（稿）

凡例

一、本表は『弘仁式貞観式逸文集成』（国書刊行会、一九九二年、以下『逸文集成』）に新出逸文を加えて諸司式ごとくに配列したものである。
 一、本表は、谷口とし氏が小倉慈司氏の指示により入力した逸文データをもとに再検討を行い、考察を加えたものである。

一、通番は本表作成時に新たに付加したものである。

一、『逸文集成』所収逸文は頁数を記載した。

一、左に延喜式条文名を掲げ、右に「弘仁式」「貞観式」の逸文を掲げた。

一、延喜式の巻数・式名は集英社版『延喜式』を使用した。ただし、条文番号・条文名は訳注日本史料を一部修正した歴博版を使用した。歴博版が集英社版と異なる場合には、集英社版の条文番号・条文番号は「旧条文」として備考に記載した。

一、式名は、「弘仁式」と認められる条文は「弘」、「貞観式」と認められる条文は「貞」、『逸文集成』で参考逸文として掲げられているものは「（参考）」、いずれとも決めがたいものについては、「―」と記した。また推定のものには「カ」と付した。

一、目録作成の上で、参照した文献は以下のとおりである。

- 飯田瑞穂「『類聚三代格』巻四の復原に関する覚書」『飯田瑞穂著作集』
- 三 古代史籍の研究 中 吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九八四年。
- 小倉慈司「陽明文庫所蔵『勘例 御葉・朝賀・小朝拜』所引弘仁宮内式逸文」田島公編『禁裏・公家文庫研究』五、思文閣出版、二〇一五年。
- 川尻秋生「御牧制の成立―貞観馬寮式御牧条の検討を中心として―」『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年、初出一九九九年。
- 川尻秋生「『紀家集』と国史編纂―『競狩記』を中心として―」『史観』一五〇、二〇〇四年。清水潔「弘仁式貞観式逸文をめぐって」『皇學

- 館大学史料編纂所報 史料』一六八、二〇〇〇年。鹿内浩胤「田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』について―新たに発見された『小野宮年中行事裏書』―」『日本古代典籍史料の研究』思文閣出版、二〇一一年、初出二〇〇三年。田島公「『勘例』七巻―初めて紹介される局務・官務の勘文集成―」同編『陽明文庫 近衛家伝来の至宝』吉川弘文館、二〇一九年。
- 虎尾俊哉「貞観式の体裁」『古代典籍文書論考』吉川弘文館、一九八二年、初出一九五一年。虎尾俊哉編『弘仁式貞観式逸文集成』国書刊行会、一九九二年。西本昌弘 a「東山御文庫所蔵の二冊本『年中行事』について―伝存していた藤原行成の『新撰年中行事』―」『日本古代の年中行事書と新史料』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九九八年。西本昌弘 b「『官曹事類』「弘仁式」「貞観式」などの新出逸文―『新撰年中行事』に引かれる新史料―」『日本古代の年中行事書と新史料』吉川弘文館、二〇一二年、初出一九九八年。西本昌弘「『新撰年中行事』所引の荷前別貢幣に関わる推定「弘仁式」逸文」『関西大学文学論集』六三―四、二〇一四年。
- 一、『逸文集成』未収の史料については、表に網掛けをしている。
- 一、弘仁式部式下・弘仁主税式上については、別途『逸文集成』を参照されたい。

（早稲田大学院文学研究科、
 国立歴史民俗博物館共同研究協力者）
 二〇二〇年四月九日受付、二〇二〇年八月二〇日審査終了

表 弘仁式貞觀式逸文集成目録(稿)

通番	逸文 集成 頁数	延喜式対応条文					「弘仁式」・「貞觀式」逸文		
		卷	諸司式		条文 番号	条文名	式名	出典	備考
1	9	1	神祇	四時祭上	1	大中小祀	(参考)	『小野宮年中行事』所引前後神祇式	
2	—	1	神祇1	四時祭上	9	齒韓神祭	貞	『新撰年中行事』2月上丑日圓并韓神祭事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。頭注に「小祀、今加、弘仁无、」とあり。
3	—	1	神祇1	四時祭上	10	大宮壳神祭	貞	『新撰年中行事』2月上旬日大宮壳祭事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。頭注に「四座、今加、弘仁无、」とあり。
4	—	1	神祇1	四時祭上	11	平岡祭	貞	『新撰年中行事』2月上申日平岡祭条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。頭注に「今加、小祀、」とあり。
5	3	1	神祇1	四時祭上	14	大忌祭	弘	『本朝月令』4月4日広瀬竜田祭事条	
6	3	1	神祇1	四時祭上	15	風神祭	弘	『本朝月令』4月4日広瀬竜田祭事条	
7	3	1	神祇1	四時祭上	17	平野祭	貞	『本朝月令』4月上申平野祭事条	
8	3	1	神祇1	四時祭上	—	(対応条文なし)	貞	内閣文庫本「諸神記」梅宮条	
9	4	1	神祇1	四時祭上	21	御贖祭	弘	『本朝月令』6月朔日神祇官始奉御贖事条	
10	4	1	神祇1	四時祭上	21	御贖祭	弘	『本朝月令』6月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条	
11	4	1	神祇1	四時祭上	22	卜御体	弘	『本朝月令』6月10日奏御卜事条	
12	5	1	神祇1	四時祭上	23	月次祭	弘	『本朝月令』6月11日神今食祭事条	
13	6	1	神祇1	四時祭上	30	御贖	弘	『本朝月令』6月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条	
14	6	1	神祇1	四時祭上	31	中宮御贖	弘	『本朝月令』6月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条	
15	8	1	神祇1	四時祭上	33	鎮火祭	弘	『小野宮年中行事』6月鎮火祭事条	
16	8	1	神祇1	四時祭上	34	道饗祭	弘	『小野宮年中行事』6月道饗祭事条	
17	10	2	神祇2	四時祭下	48	鎮魂祭	弘	『令集解』職員令神祇官条	
18	10	2	神祇2	四時祭下	55	毎月御麻	弘	『小野宮年中行事』正月晦日神祇官奉御麻事条	
19	10	2	神祇2	四時祭下	56	毎月中宮御麻	弘	『小野宮年中行事』正月晦日神祇官奉御麻事条	
20	—	2	神祇2	四時祭下	56	毎月中宮御麻	—	『新撰年中行事』正月晦日神祇官奉御贖物事条	「延喜式」対応条文とは異なっているため、「弘仁式」か「貞觀式」の逸文の可能性はある(西本1998a)。本文第2節(五)参照。
21	10	2	神祇2	四時祭下	57	毎月御贖	弘	『小野宮年中行事』正月晦日御巫奉御贖事条	
22	—	2	神祇2	四時祭下	57	毎月御贖	弘	『新撰年中行事』正月晦日御巫奉御贖事条	
23	12	3	神祇3	臨時祭	40	東西文部	弘	『本朝月令』6月晦日東西文部奉祓刀事条	
24	12	3	神祇3	臨時祭	49	触穢心忌	弘	『西宮記』巻七、定穢事所引或記	
25	13	3	神祇3	臨時祭	49	触穢心忌	(参考)	『小野宮年中行事』所引前後神祇式	
26	12	3	神祇3	臨時祭	50	弔喪	弘	『文保記』大神宮參詣精進条々	
27	13	3	神祇3	臨時祭	50	弔喪	(参考)	『小野宮年中行事』所引前後神祇式	
28	14	3	神祇3	臨時祭	51	改葬傷胎	(参考)	『小野宮年中行事』所引前後神祇式	
29	12	3	神祇3	臨時祭	52	致散齋	貞	『年中行事秘抄』可相定大中小祀其致齋散齋間并忌 仏寺故事之限事条	
30	14	3	神祇3	臨時祭	52	致散齋	(参考)	『小野宮年中行事』所引前後神祇式	
31	14	3	神祇3	臨時祭	53	無服齋	(参考)	『小野宮年中行事』所引前後神祇式	
32	13	3	神祇3	臨時祭	54	懷妊月事	貞	『年中行事秘抄』可相定大中小祀其致齋散齋間并忌 仏寺故事之限事条	
33	14	3	神祇3	臨時祭	54	懷妊月事	(参考)	『小野宮年中行事』所引前後神祇式	
34	14	3	神祇3	臨時祭	55	甲乙触穢	(参考)	『小野宮年中行事』所引前後神祇式	
35	15	3	神祇3	臨時祭	56	一司穢	(参考)	『小野宮年中行事』所引前後神祇式	
36	15	3	神祇3	臨時祭	57	触失火	(参考)	『小野宮年中行事』所引前後神祇式	
37	16	4	神祇4	大神宮	1	大神宮	貞	『皇字沙汰文』	
38	16	4	神祇4	大神宮	3	度会宮	貞	『皇字沙汰文』	
39	17	4	神祇4	大神宮	—	遷宮	貞	『祭主補任』大中臣安則条裏書延喜3年12月9日 左弁官下文	
40	18	5	神祇5	齋宮	97	齋王相代	(参考)	一条家本「延喜式」巻五傍注	
41	19	7	神祇7	大嘗祭	2	大祓使	(参考)弘	『日本三代実録』貞觀元年9月10日条	
42	20	8	神祇8	祝詞	5	広瀬大忌祭	弘	『本朝月令』4月4日広瀬龍田祭事条	文中に記載はないものの、「貞觀式」には祝詞式が無いため「弘仁式」と考えられる(虎尾1951)。
43	22	8	神祇8	祝詞	6	竜田風神祭	弘	『本朝月令』4月4日広瀬龍田祭事条	文中に記載はないものの、「貞觀式」には祝詞式が無いため「弘仁式」と考えられる(虎尾1951)。

通番	逸文 集成 頁数	延喜式対応条文				〔弘仁式〕・〔貞観式〕逸文		
		巻	諸司式	条文 番号	条文名	式名	出典	備考
44	23	8	神祇 8	祝詞	7	平野祭	弘 〔本朝月令〕4月上申平野祭事条	文中に記載はないものの、「貞観式」には祝詞式が無いため「弘仁式」と考えられる（虎尾 1951）。
45	25	8	神祇 8	祝詞	8	久度古閼	弘 〔本朝月令〕4月上申平野祭事条	文中に記載はないものの、「貞観式」には祝詞式が無いため「弘仁式」と考えられる（虎尾 1951）。
46	26	8	神祇 8	祝詞	9	月次祭	弘 〔本朝月令〕6月11日神今食祭事条	文中に記載はないものの、「貞観式」には祝詞式が無いため「弘仁式」と考えられる（虎尾 1951）。
47	27	8	神祇 8	祝詞	12	大祓	弘 〔本朝月令〕6月晦日大祓事条	文中に記載はないものの、「貞観式」には祝詞式が無いため「弘仁式」と考えられる（虎尾 1951）。
48	27	8	神祇 8	祝詞	13	献横刀呪	弘 〔本朝月令〕6月晦日大祓事条	文中に記載はないものの、「貞観式」には祝詞式が無いため「弘仁式」と考えられる（虎尾 1951）。
49	28	8	神祇 8	祝詞	19	豊受祈年月次祭	弘 〔皇字沙汰文〕	
50	30	11	太政官		2	庶務申官	弘 〔類聚符宣抄〕延喜7年7月17日宣旨	
51	47	11	太政官		4	時刻	(参考) 貞カ 〔九条年中行事〕申政時条	
52	47	11	太政官		9	少納言牒式	(参考) 内閣文庫本『延喜式』（慶長写本）巻十一太政官式 少納言牒式条脚註	
53	30	11	太政官		30	上日	弘 〔小野宮年中行事〕正月朔日太政官進参議已上上日 事条	
54	31	11	太政官		30	上日	弘 〔年中行事秘抄〕正月3日奏去月上日事条	
55	31	11	太政官		30	上日	弘 〔師光年中行事〕正月3日奏去月上日事条	
56	—	11	太政官		30	上日	弘 〔新撰年中行事〕正月1日奏去月上日事条	
57	47	11	太政官		38	遁避不署	(参考) 貞カ 〔日本三代実録〕貞観12年12月25日条	
58	32	11	太政官		42	日蝕	弘 〔小野宮年中行事〕魔朝事条	
59	32	11	太政官		43	国忌	弘 〔小野宮年中行事〕正月4日太皇太后国忌事条	
60	—	11	太政官		43	国忌	弘 〔新撰年中行事〕正月4日国忌事条	
61	33	11	太政官		58	進薪	弘 〔小野宮年中行事〕正月15日進御薪事条	
62	33	11	太政官		59	拜除	弘 〔小野宮年中行事〕正月朔日式部省進国司秩満帳事 条	
63	33	11	太政官		69	大忌風神	弘 〔本朝月令〕4月4日広瀬龍田祭事条	
64	34	11	太政官		71	平野祭	弘 〔本朝月令〕4月上申平野祭事条	
65	34	11	太政官		72	賀茂祭	弘 〔本朝月令〕4月中西賀茂祭事条	
66	35	11	太政官		73	御体卜	弘 〔本朝月令〕6月10日奏御卜事条	
67	35	11	太政官		73	御体卜	弘 〔小野宮年中行事〕6月10日奏御卜事条	
68	35	11	太政官		73	御体卜	弘 〔年中行事秘抄〕6月10日御体御卜事条	
69	36	11	太政官		—	(対応条文なし)	貞 〔本朝月令〕4月上卯大神祭事条所引延喜9年外記 日記	
70	36	11	太政官		74	月次祭	弘 〔本朝月令〕6月11日月次祭事条	
71	37	11	太政官		74	月次祭	弘 〔小野宮年中行事〕6月11日神今食祭事条	
72	—	11	太政官		74	月次祭	弘 〔新撰年中行事〕6月11日神今食祭事条	
73	37	11	太政官		74	月次祭	貞 〔本朝月令〕6月11日神今食祭事条	
74	—	11	太政官		74	月次祭	貞 〔新撰年中行事〕6月11日神今食祭事条	
75	39	11	太政官		75	大祓	弘 〔本朝月令〕6月晦日大祓事条	
76	39	11	太政官		75	大祓	貞 〔本朝月令〕6月11日神今食祭事条	
77	39	11	太政官		76	伊勢使	弘 〔小野宮年中行事〕9月11日奉幣伊勢太神宮事条	
78	40	11	太政官		77	鎮魂新嘗	弘 〔年中行事秘抄〕11月中寅日鎮魂祭事条	
79	—	11	太政官		81	会参上日	弘 〔新撰年中行事〕2月上卯大原野祭事条	
80	40	11	太政官		81	会参上日	貞 〔小野宮年中行事〕2月上申日春日祭事条	
81	40	11	太政官		81	会参上日	貞 〔小野宮年中行事〕2月上申日大原野祭事条	
82	—	11	太政官		81	会参上日	貞 〔新撰年中行事〕2月上卯大原野祭事条	
83	—	11	太政官		81	会参上日	貞 〔新撰年中行事〕3月7日薬師寺最勝会事条	西本氏紹介の新出逸文（西本 1998b）。
84	40	11	太政官		82	興福寺	貞 〔小野宮年中行事〕10月10日興福寺維摩会始事条	
85	41	11	太政官		101	五月五日	弘 〔本朝月令〕5月5日節会事条	
86	41	11	太政官		102	負馬	貞 〔本朝月令〕5月5日節会事条	

通番	逸文集成頁数	延喜式対応条文					「弘仁式」・「貞観式」逸文		
		巻	諸司式	条文番号	条文名	式名	出典	備考	
87	41	11	太政官		102	負馬	貞	『小野宮年中行事』5月5日節会事条	
88	41	11	太政官		103	相撲	弘	『本朝月令』6月25日任左右相撲司事条	
89	42	11	太政官		104	盆供	弘	『小野宮年中行事』7月15日七寺孟蘭盆供養事条	
90	42	11	太政官		110	山陵幣	弘	『本朝月令』4月上卯日大神祭条所引延喜9年外記日記	『本朝月令』所引延喜9年外記日記所引の逸文2条については、「弘仁式」の規定を「貞観式」において修正したと考えるのが妥当（虎尾1992）。
91	—	11	太政官		110	山陵幣	弘カ	『新撰年中行事』12月13日点荷前使参議事条	『撰集秘記』は「又云」を「入云」に誤る。以下95字、『撰集秘記』にもほぼ同文が見えるが、延喜太政官式にはみえない。大臣（太政官）が荷前使の五位以上を点定するという方式は弘仁4年12月以前に遡り（『類聚符宣抄』巻四、弘仁4年12月15日宣旨）、『小野宮年中行事』所引弘仁中務式の「其使三位、太政官定之、自余省点、大舍人者寮差」と比べても古様の規定を残している。あるいはこの95字は弘仁太政官式を伝えるものか（西本2012）。
92	—	11	太政官		110	山陵幣	弘カ	『新撰年中行事』12月13日荷前事条	弁官以下90字、『撰集秘記』にもほぼ同文が見えるが、延喜太政官式とは異なる部分が多い。このうち「天皇御便殿、礼拝奉班」の9字は、『年中行事秘抄』が引く「弘仁式」と一致するので、この90字は弘仁太政官式を伝えるものであろう（西本2012）。ただし、引用部分については要検討か。
93	42	11	太政官		110	山陵幣	弘	『年中行事秘抄』12月荷前事条	『年中行事秘抄』所引の逸文は『師光年中行事』にも同文が引かれる（虎尾1992）。
94	42	11	太政官		110	山陵幣	貞	『本朝月令』4月上卯日大神祭条所引延喜9年外記日記	『本朝月令』所引延喜9年外記日記所引の逸文2条については、「弘仁式」の規定を「貞観式」において修正したと考えるのが妥当（虎尾1992）。
95	—	11	太政官		113	季祿	弘カ	『新撰年中行事』2月13日三省中考選及春夏季祿目録事条	延喜太政官式は「惣造日、三日下符式部」。「令史生送式部」の部分は「弘仁式」文か（西本2010）。
96	43	11	太政官		118	馬料	弘	『年中行事秘抄』正月馬料事条	
97	43	11	太政官		127	列見	弘	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
98	43	11	太政官		127	列見	貞	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
99	44	11	太政官		128	擬階	弘	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
100	44	11	太政官		128	擬階	弘	『小野宮年中行事』4月7日二省奏成選短冊事条	
101	44	11	太政官		128	擬階	貞	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
102	45	11	太政官		130	位記召給	弘	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
103	45	11	太政官		130	位記召給	貞	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
104	45	11	太政官		130	位記召給	貞	『本朝月令』4月7日奏成選短冊事条	
105	45	11	太政官		131	任郡司	弘	『本朝月令』4月20日奏郡司擬文事条	
106	46	11	太政官		133	新曆	弘	『小野宮年中行事』11月朔日中務省奏御曆事条	
107	46	11	太政官		134	鼓吹	弘	『小野宮年中行事』10月朔日奏発鼓吹声日事条	
108	—	11	太政官		135	断罪文	弘カ	『新撰年中行事』10月4日刑部省進年年終断罪文事条	本文に「改先式、准別式、十月〔廿日脱カ〕以前令進上、為忌凶事也」とある。
109	48	11	太政官		143	造館舎	(参考) 弘	『撰集秘記』2月11日官所宛事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜太政官式143・144・145を掲げる。ただし、鈴木琢郎氏は「弘仁式」の逸文ではなく、「弘仁式」の規定について行成が説明を施した文章」とする（鈴木2009）。本文第2節（一）参照。
110	—	11	太政官		143	造館舎	(参考) 弘	『新撰年中行事』2月11日官所宛事条	延喜太政官式143・145条を引用した後に掲載。本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜太政官式143・144・145を掲げる。ただし、鈴木琢郎氏は「弘仁式」の逸文ではなく、「弘仁式」の規定について行成が説明を施した文章」とする（鈴木2009）。本文第2節（一）参照。
111	48	11	太政官		144	文殿公文	(参考) 弘	『撰集秘記』2月11日官所宛事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜太政官式143・144・145を掲げる。ただし、鈴木琢郎氏は「弘仁式」の逸文ではなく、「弘仁式」の規定について行成が説明を施した文章」とする（鈴木2009）。本文第2節（一）参照。
112	—	11	太政官		144	文殿公文	(参考) 弘	『新撰年中行事』2月11日官所宛事条	延喜太政官式143・145条を引用した後に掲載。本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜太政官式143・144・145を掲げる。ただし、鈴木琢郎氏は「弘仁式」の逸文ではなく、「弘仁式」の規定について行成が説明を施した文章」とする（鈴木2009）。本文第2節（一）参照。
113	48	11	太政官		145	厨家別当	(参考) 弘	『撰集秘記』2月11日官所宛事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜太政官式143・144・145を掲げる。ただし、鈴木琢郎氏は「弘仁式」の逸文ではなく、「弘仁式」の規定について行成が説明を施した文章」とする（鈴木2009）。本文第2節（一）参照。

通番	逸文 集成 頁数	延喜式対応条文				〔弘仁式〕・〔貞観式〕逸文		
		巻	諸司式	条文 番号	条文名	式名	出典	備考
114	—	11	太政官	145	厨家別当	(参考) 弘	〔新撰年中行事〕2月11日官所充事条	延喜太政官式143・145条を引用した後に掲載。本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜太政官式143・144・145条を掲げる。ただし、鈴木琢郎氏は「〔弘仁式〕の逸文ではなく、〔弘仁式〕の規定について行成が説明を施した文章」とする(鈴木2009)。本文第2節(一)参照。
115	46	11	太政官	152	年終帳	貞	〔小野宮年中行事〕正月21日諸司年給帳進太政官事条	
116	49	12	中務	24	小斎歴名	貞	〔西宮記〕巻四、神今食条	
117	49	12	中務	29	相撲司	弘	〔本朝月令〕6月25日任左右相撲司事条	〔年中行事秘抄〕7月26日相撲内取事条・〔師光年中行事〕7月26日相撲内取事条にはほ同文がみえる(虎尾1992)。
118	49	12	中務	29	相撲司	貞	〔本朝月令〕6月25日任左右相撲司事条	
119	50	12	中務	30	相撲節	貞	〔本朝月令〕6月25日任左右相撲司事条	〔要文〕「七日」ナシ。
120	50	12	中務	33	鎮魂祭	弘	〔小野宮年中行事〕11月中寅日鎮魂祭事条	式文の範囲については要検討。
121	50	12	中務	34	新嘗青摺	—	〔政事要略〕11月新嘗祭条	「弘貞中式」と表記されている。
122	51	12	中務	52	戸籍	貞	〔別聚符宣抄〕天慶元年12月20日官符	
123	52	12	中務	64	荷前使	弘	〔小野宮年中行事〕12月13日点荷前使参議已上奏聞事条	
124	52	12	中務	66	荷前次侍従	貞	〔小野宮年中行事〕12月13日点荷前使参議已上奏聞事条	本文第2節(二)参照。
125	52	12	中務	66	荷前次侍従	貞	〔類聚符宣抄〕天曆元年12月13日宣旨	
126	52	12	中務	68	荷前内舎人	貞	〔小野宮年中行事〕12月13日点荷前使参議已上奏聞事条	本文第2節(二)参照。
127	56	12	中務	68	荷前内舎人	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞観12年12月25日条	
128	—	12	中務	70	追儺	弘	〔新撰年中行事〕12月晦日追儺事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。〔撰集秘記〕12月晦日条に同文あり(逸文集成未収)。
129	—	12	中務	70	追儺	貞	〔撰集秘記〕12月晦日追儺事条	所功氏は「〔今案陰陽寮作進〕が貞観式逸文だとすれば、その前の「木工寮受之」は弘仁式逸文か。」とする(所1986)。
130	—	12	中務	70	追儺	貞	〔新撰年中行事〕12月晦日追儺事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。〔撰集秘記〕12月晦日条に同文あり(逸文集成未収)。
131	52	12	中務	74	諸司時服	弘	〔本朝月令〕6月9日中務省奏給諸司春夏時服文事条	本条については、部分的な逸文として『小野宮年中行事』2月10日条に、また『年中行事秘抄』6月9日条及び『師光年中行事』6月9日条にも記載あり(ただし、『年中行事秘抄』・『師光年中行事』は日付に過誤があると考えられる)(虎尾1992)。
132	53	12	中務	74	諸司時服	貞	〔本朝月令〕6月9日中務省奏給諸司春夏時服文事条	本条については、部分的な逸文として『小野宮年中行事』2月10日条に、また『年中行事秘抄』6月9日条及び『師光年中行事』6月9日条にも記載あり(ただし、『年中行事秘抄』・『師光年中行事』は日付に過誤があると考えられる)(虎尾1992)。
133	54	12	中務	76	後宮時服	弘	〔本朝月令〕4月10日中務省奏給後宮并女官春夏時服文事条	
134	—	12	中務	76	後宮時服	弘	〔新撰年中行事〕4月10日中務省申給後宮并女官時服夏時服事条	
135	55	12	中務	77	宮人時服	弘	〔本朝月令〕4月10日中務省奏給後宮并女官春夏時服文事条	
136	55	12	内記	2	朝賀	貞	〔年中行事抄〕正月元日朝賀事条	
137	55	12	内記	6	告朔函	弘	〔本朝月令〕4月朔日祝告朔事条	〔年中行事秘抄〕・〔師光年中行事〕の4月旬日条に「弘仁式云、天皇御大極殿、」と見えるのも本条の逸文であろう(虎尾1992)。
138	57	13	中宮	—	(不明)	—	東山御文庫蔵「延喜式覆奏短尺草」第三度	
139	57	13	中宮	—	(不明)	—	東山御文庫蔵「延喜式覆奏短尺草」第三度	
140	58	15	内蔵	13	賀茂祭	弘	〔本朝月令〕4月中西賀茂祭事条	〔要文〕「退各」
141	58	15	内蔵	23	毎月御贖	弘	〔本朝月令〕6月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条	九本以下諸本「春宮」
142	58	15	内蔵	23	毎月御贖	貞	〔本朝月令〕6月晦日神祇官奉荒世和世御贖物事条	
143	59	16	陰陽	3	進曆	弘	〔年中行事抄〕11月1日中務省奏御曆事条	
144	59	16	陰陽	3	進曆	弘	〔年中行事秘抄〕11月1日奉御曆事条	〔師光年中行事〕にもほ同文が見える。
145	59	16	陰陽	16	荷前日	貞	〔小野宮年中行事〕12月勘申請申諸国受領吏功課事条	
146	59	16	陰陽	17	土牛童子	弘	〔年中行事秘抄〕12月大寒日夜半諸門立土牛童子像条	

通番	逸文 集成 頁数	延喜式対応条文					「弘仁式」・「貞観式」逸文		
		巻	諸司式	条文 番号	条文名	式名	出典	備考	
147	—	16	陰陽		17	土牛童子	弘	『新撰年中行事』12月大寒日立土牛童子像事条	
148	60	16	陰陽		17	土牛童子	貞	『撰集秘記』12月大寒日立土牛童子像条	
149	—	16	陰陽		17	土牛童子	貞	『新撰年中行事』12月大寒日立土牛童子像事条	
150	61	17	内匠		29	毬子	貞	『本朝月令』5月6日競馬事条	
151	62	18	式部上		1	賀正	弘	『小野宮年中行事』正月朔日受群臣朝賀事条	
152	62	18	式部上		3	元正行列次第	弘	『法曹類林』卷二百、承平6年12月23日問答	
153	62	18	式部上		4	節会行列	弘	『法曹類林』卷二百、承平6年12月23日問答	
154	63	18	式部上		5	非執政	貞	『法曹類林』卷二百、天承5年5月中原明兼所作問答所引寛平元年7月14日式部省勘文	
155	—	18	式部上		5	非執政	貞	『小野宮年中行事裏書』正月1日宴会事裏書	(鹿内2003)が紹介。『法曹類林』にもほぼ同文が載せられている(虎尾1992)。
156	63	18	式部上		6	前参議以上	—	『法曹類林』卷百九十七、天慶3年12月2日問答	
157	75	18	式部上		12	不預齋座	(参考)	『西宮記』定考所引天慶8年8月14日『九曆』	
158	64	18	式部上		14	關荷前使	貞	『小野宮年中行事』12月13日点荷前使参議已上奏聞事条	
159	64	18	式部上		14	關荷前使	貞	『類聚符宣抄』卷四、天曆元年12月13日宣旨	
160	64	18	式部上		22	除目奏	貞	『小野宮年中行事』正月11日除目事条	
161	65	18	式部上		24	朝堂座	—	『日本三代実録』元慶8年5月29日条	
162	65	18	式部上		33	彈正失礼	弘カ	『令集解』職員令式部省条令釈	
163	65	18	式部上		64	大歌召	貞	『小野宮年中行事』10月21日大歌始事条	
164	—	18	式部上		64	大歌召	貞	『新撰年中行事』10月21日大歌所初事条	
165	66	18	式部上		65	御齋会	貞	『小野宮年中行事』正月8日大極殿御齋会始事条	
166	—	18	式部上		65	御齋会	貞	『新撰年中行事』正月8日大極殿御齋会始事条	
167	66	18	式部上		69	国忌	弘	『類聚符宣抄』承平7年12月22日宣旨	
168	66	18	式部上		69	国忌	弘	『小野宮年中行事』正月4日太皇太后国忌事条	
169	66	18	式部上		69	国忌	弘	『撰集秘記』12月3日国忌事条	
170	—	18	式部上		69	国忌	弘	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	本文第2節(二)参照。
171	—	18	式部上		69	国忌	弘	『新撰年中行事』12月3日国忌事条	『撰集秘記』には「式一云」、『小野宮年中行事』には「弘仁治部式云」として引用されている(虎尾1992)。
172	66	18	式部上		69	国忌	貞	『小野宮年中行事』正月4日太皇太后国忌事条	
173	—	18	式部上		69	国忌	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜式部式上69・71・73を掲げる。「貞式一云」から始まる一文が「貞観式」段階では1条であったのか、貞観式3条分の抄出文なのかは検討を要する。
174	—	18	式部上		71	帰却	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜式部式上69・71・73を掲げる。「貞式一云」から始まる一文が「貞観式」段階では1条であったのか、貞観式3条分の抄出文なのかは検討を要する。
175	67	18	式部上		72	給上日	貞	『小野宮年中行事』正月4日太皇太后国忌事条	
176	—	18	式部上		72	給上日	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	『撰集秘記』は「五位以下」とする。
177	—	18	式部上		73	十二月国忌	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	本条は延喜式条文との比較が困難であり、参考のため、関連の深い延喜式部式上69・71・73を掲げる。「貞式一云」から始まる一文が「貞観式」段階では1条であったのか、貞観式3条分の抄出文なのかは検討を要する。
178	—	18	式部上		76	最勝維摩不参	貞	『小野宮年中行事』3月7日薬師寺最勝会事条	『逸文集』未収。『新撰年中行事』には「式部式」とある。西本氏は『小野宮年中行事』引用逸文を「貞観式部式」の誤りとする(西本1998b)。本文第2節(三)参照。
179	—	18	式部上		76	最勝維摩不参	貞	『新撰年中行事』3月7日薬師寺最勝会事条	『小野宮年中行事』3月7日条に「貞観太政官式云、王氏五位以上若不参者、不得預新嘗会節、六位以下奪季祿、其参者待太政官所下簿知之」とある。西本氏はこれを「貞観式部式」の誤りとする(西本1998b)。本文第2節(三)参照。
180	67	18	式部上		87	五位已上歴名	弘	『小野宮年中行事』正月7日以後式部省進五位已上歴名帳事条	
181	—	18	式部上		87	五位已上歴名	弘	『新撰年中行事』正月7日以後式・兵両省進五位已上歴名帳事条	
182	67	18	式部上		87	五位已上歴名	貞	『小野宮年中行事』正月7日以後式部省進五位已上歴名帳事条	
183	—	18	式部上		87	五位已上歴名	貞	『新撰年中行事』正月7日以後式・兵両省進五位已上歴名帳事条	

通番	逸文 集成 頁数	延喜式対応条文				〔弘仁式〕・〔貞觀式〕逸文		
		卷	諸司式	条文 番号	条文名	式名	出典	備考
184	67	18	式部上	88	郡司歴名	貞	〔小野宮年中行事〕正月7日以後式部省進五位已上歴名帳事条	
185	—	18	式部上	88	郡司歴名	貞	〔新撰年中行事〕正月7日以後式・兵両省進五位已上歴名帳事条	
186	68	18	式部上	89	長案	弘	〔法曹類林〕卷百九十七、承和7年2月17日問答	
187	68	18	式部上	99	判補雑色	弘	〔統日本後紀〕承和8年2月乙卯条	
188	68	18	式部上	112	郡司	貞	〔本朝月令〕4月20日奏郡司擬文事条	
189	68	18	式部上	114	郡司有闕	弘	〔本朝月令〕4月20日奏郡司擬文事条	
190	69	18	式部上	115	郡司補任	貞	〔本朝月令〕4月20日奏郡司擬文事条	
191	69	18	式部上	120	畿内復任	貞	〔本朝月令〕4月20日奏郡司擬文事条	
192	69	18	式部上	121	畿内成選	貞	〔本朝月令〕4月20日奏郡司擬文事条	
193	69	18	式部上	122	補任郡司	貞	〔本朝月令〕4月20日奏郡司擬文事条	
194	69	18	式部上	123	奉大臣宣	貞	〔本朝月令〕4月20日奏郡司擬文事条	
195	70	18	式部上	124	失錯	貞	〔本朝月令〕4月20日奏郡司擬文事条	
196	70	18	式部上	125	郡領叙位	貞	〔本朝月令〕4月20日奏郡司擬文事条	
197	70	18	式部上	126	不附考帳	貞	〔本朝月令〕4月20日奏郡司擬文事条	
198	75	18	式部上	131	選内出入	(参考) 弘	〔統日本後紀〕承和12年6月壬午条	
199	70	18	式部上	136	引唱	弘	〔令集解〕選叙令応叙条朱説	
200	71	18	式部上	146	内外補任帳	弘	〔小野宮年中行事〕正月朔日式・兵両省補任帳進太政官事条	
201	71	18	式部上	146	内外補任帳	貞	〔小野宮年中行事〕正月朔日式・兵両省補任帳進太政官事条	
202	—	18	式部上	163	四季徵免	弘	〔新撰年中行事〕正月16日式部省進徵免課役帳事条	
203	76	18	式部上	167	判事	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞觀12年12月25日条	
204	71	18	式部上	172	非業博士医師	貞カ	〔日本三代実録〕仁和元年3月15日条	
205	72	18	式部上	178	両色	貞カ	〔日本三代実録〕仁和元年3月15日条	
206	76	18	式部上	184	諸衛府	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞觀12年12月25日条	
207	72	18	式部上	185	計歴	弘	〔類聚三代格〕承和15年3月22日太政官符	
208	72	18	式部上	186	熟本業	弘	〔統日本後紀〕承和8年2月乙卯条	
209	73	18	式部上	187	受業非業	貞カ	〔日本三代実録〕仁和元年3月15日条	
210	73	18	式部上	193	試雜生	弘カ	〔類聚符宣抄〕天曆6年2月21日明法得業生桜井宿祢守明解文	
211	73	18	式部上	194	程限	貞	〔類聚符宣抄〕天曆6年2月21日明法得業生桜井宿祢守明解文	
212	—	18	式部上	252	位祿	弘	〔新撰年中行事〕11月10日三省申位祿文事	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。
213	75	18	式部上	253	五位以上卒	弘	〔小野宮年中行事〕11月13日三省申位祿文事条	
214	—	18	式部上	253	五位以上卒	弘	〔新撰年中行事〕11月10日三省申位祿文事条	
215	75	18	式部上	262	兼官上日	弘	〔類聚三代格〕貞觀10年6月28日官符	〔統日本紀〕養老元年2月丙申条の制を淵源とする。〔令集解〕祿令4行守条朱説から式部省例として制定されたことがうかがえる。
216	77	19	式部下	6	大祓	貞	〔小野宮年中行事〕6月晦日大祓事条	
217	—	19	式部下	6	大祓	貞	〔新撰年中行事〕6月晦日大祓事条	
218	77	19	式部下	24	九月九日	弘	〔年中行事秘抄〕9月9日宴会事条	
219	—	20	大学	1	釈奠	弘	〔新撰年中行事〕2月上丁釈奠事条	
220	80	20	大学	2	三牲	(参考)	〔日本三代実録〕仁和元年11月10日条	
221	80	20	大学	2	三牲	(参考)	〔日本三代実録〕仁和元年11月10日条	
222	80	20	大学	4	祭日相当	(参考)	〔日本三代実録〕仁和元年11月10日条	
223	—	20	大学	4	祭日相当	貞	〔新撰年中行事〕2月上丁釈奠事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。延喜左右近衛式42釈奠三牲条の規定も「貞觀式」まで遡ることが確認できる(西本1998b)。
224	80	20	大学	6	器実	(参考)	〔日本三代実録〕仁和元年11月10日条	
225	78	20	大学	7	前享廿日	弘	〔類聚三代格〕貞觀2年12月8日官符	

通番	逸文 集成 頁数	延喜式対応条文					「弘仁式」・「貞観式」逸文			
		巻	諸司式		条文 番号	条文名	式名	出典	備考	
226	—	20	大学		7	前享廿日	弘	『新撰年中行事』2月上丁積奠事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。8月上丁積奠事条と同文。	
227	78	20	大学		7	前享廿日	貞	『小野官年中行事』2月上丁積奠事条	「同式云」以下は『新撰年中行事』によると延喜式条文。	
228	—	20	大学		7	前享廿日	貞	『新撰年中行事』2月上丁積奠事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。8月上丁積奠事条と同文。	
229	—	20	大学		7	前享廿日	貞	『新撰年中行事』8月上丁積奠事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。2月上丁積奠事条と同文。	
230	78	20	大学		23	祭器	—	『政事要略』承平7年勘解由使勘判積奠礼器無実事	蓬左文庫蔵神村文庫本「祭器」、大阪市立大学福田文庫本・宮内庁書陵部本・東京大学総合図書館蔵本「登器」。また、『逸文集成』では文意不明として採録されていないが、『政事要略』諸写本には「之穢則作糞」の5字が続く。	
231	79	25	大学		25	講書日限	弘	紅葉山文庫本「令義解」学令書入		
232	79	25	大学		25	講書日限	貞	紅葉山文庫本「令義解」学令書入		
233	81	25	大学		35	講経	(参考) 貞カ	『日本三代実録』貞観12年12月25日条		
234	79	25	大学		37	擬文章生	—	『本朝文粹』意見十二箇条		
235	79	25	大学		46	音試	弘	『類聚三代格』貞観11年5月7日官符		
236	81	25	大学		51	丹後国稲	(参考)	『日本三代実録』元慶8年9月14日条		
237	82	21	治部		5	国忌	貞	『撰集秘記』12月23日国忌事条		
238	—	21	治部		5	国忌	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条		
239	—	21	治部		5	国忌	貞	『新撰年中行事』8月4日国忌条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。	
240	—	21	治部		5	国忌	弘	『新撰年中行事』8月9日国忌条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。	
241	—	21	治部		5	国忌	貞	『新撰年中行事』10月17日国忌事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。	
242	—	21	治部		5	国忌	貞	『新撰年中行事』12月23日国忌事条		
243	—	21	治部		5	国忌	貞	『新撰年中行事』12月28日国忌事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。	
244	82	21	治部		6	国忌布施	貞	『小野官年中行事』正月4日太皇太后国忌事条		
245	—	21	治部		6	国忌布施	貞	『新撰年中行事』正月4日国忌事条	『撰集秘記』にも同文あり。	
246	82	21	治部		11	外国賻物	弘	『政事要略』貞観12年12月25日官符		
247	84	21	治部		—	(対応条文なし)	(参考) 貞カ	『日本三代実録』貞観12年12月25日条		
248	82	21	玄蕃		1	御齋会	貞	『小野官年中行事』正月8日大極殿御齋会始事条		
249	—	21	玄蕃		1	御齋会	貞	『新撰年中行事』正月8日大極殿御齋会始事条		
250	83	21	玄蕃		3	大元帥法	貞	『小野官年中行事』正月8日大元帥法始事条		
251	—	21	玄蕃		10	最勝会	貞	『新撰年中行事』3月7日薬師寺最勝会事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。	
252	84	38	玄蕃		38	任僧綱	(参考)弘	『日本三代実録』貞観6年2月16日条		
253	83	21	玄蕃		45	近都寺	貞	東寺観智院本「類聚三代格」巻三、二定額寺書入		
254	83	21	玄蕃		46	講読師	貞	『小野官年中行事』10月治部省申諸国講読師簡定事条		
255	83	21	玄蕃		57	别当三綱	貞	『日本三代実録』元慶6年6月3日条		
256	84	21	玄蕃		58	别当長官	貞	『日本三代実録』元慶6年6月3日条		
257	—	21	玄蕃		72	受戒	貞	『新撰年中行事』3月11日受戒事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。	
258	85	21	諸陵		15	多武岑近墓	貞	内閣文庫本「延喜式」(慶長写本)巻二十一、諸陵式傍註		
259	90	22	民部上		1	畿内	(参考)弘	『続日本後紀』承和3年10月己未条		
260	86	22	民部上		11	郡里名	弘	紅葉山文庫本「令義解」戸令書入		
261	86	22	民部上		12	貢限	貞	『日本三代実録』仁和3年3月11日条		
262	86	22	民部上		13	未進調庸物	貞	『日本三代実録』仁和3年3月11日条		
263	87	22	民部上		15	絹繩尺寸	弘	紅葉山文庫本「令義解」賦役令書入		
264	87	22	民部上		21	貢調庸使	貞	『貞観交替式』齊衡2年5月10日官符		
265	87	22	民部上		23	勘納調庸物	—	『日本三代実録』元慶7年11月2日条		
266	88	22	民部上		35	雜掌勘申	—	『政事要略』承平4年4月19日官符所引延長6年10月5日官符		
267	91	22	民部上		43	朝集雜掌	(参考) 貞カ	『日本三代実録』貞観12年12月25日条		

通番	逸文 集成 頁数	延喜式対応条文				〔弘仁式〕・〔貞観式〕逸文		
		巻	諸司式	条文 番号	条文名	式名	出典	備考
268	88	22	民部上	51	食封	—	〔法曹類林〕卷十九七、天慶3年12月2日惟宗公方勘答	
269	88	22	民部上	52	封戸定数	—	〔類聚三代格〕寛平6年6月1日官符	
270	91	22	民部上	74	停給事力	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞観12年12月25日条	
271	88	22	民部上	83	籍書紙	—	〔政事要略〕天慶元年12月26日官符	
272	89	22	民部上	96	官田	弘	〔類聚三代格〕貞観2年4月19日官符	
273	91	22	民部上	98	外五位位田	(参考) 弘	紅葉山文庫本〔令義解〕田令書入	
274	89	22	民部上	102	位田罷卒	弘	紅葉山文庫本〔令義解〕田令書入	
275	89	22	民部上	105	御体御卜	貞	〔小野宮年中行事〕6月10日奏御卜事条	式文の範囲については要検討。
276	90	22	民部上	107	無主品位田	—	〔政事要略〕天曆5年12月27日官符所引同月10日奏	
277	92	22	民部上	128	荒田	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞観12年12月25日条	
278	90	22	民部上	141	供御料	弘	〔類聚三代格〕貞観2年4月19日官符	
279	93	23	民部下	14	正税帳	—	〔類聚三代格〕寛平6年9月29日官符	
280	—	23	民部下	18	隠首括出	貞	〔新撰年中行事〕10月1日隠首等帳事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。
281	93	23	民部下	21	拘留返抄	—	〔政事要略〕天慶元年12月26日官符	
282	93	23	民部下	22	地子帳	—	〔別聚符宣抄〕延喜14年8月8日官符	
283	94	23	民部下	28	綱領	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞観12年12月25日条	
284	94	23	民部下	50	春米運京	弘	〔類聚三代格〕貞観4年9月22日官符	
285	—	23	民部下	58	諸国貢蘇番次	貞	〔新撰年中行事〕11月貢蘇事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。
286	95	23	民部下	66	雑交易未進	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞観12年12月25日条	
287	96	25	主計下	2	損益	弘	〔類聚三代格〕貞観9年5月8日官符	
288	97	25	主計下	6	損田	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞観12年12月25日条	
289	96	25	主計下	7	大帳後死	—	〔政事要略〕天慶5年12月29日官符	
290	96	25	主計下	28	畿内調銭	—	〔政事要略〕延喜15年7月7日官符所引元慶5年5月11日符	
291	98	26	主税上	1	勘税帳	弘	〔政事要略〕天曆4年9月16日惟宗公方勘文	
292	99	26	主税上	2	勘租帳	—	〔別聚符宣抄〕延喜14年8月8日官符所引延喜12年8月13日解	〔政事要略〕卷五十三にも収められている。
293	99	26	主税上	2	勘租帳	—	〔日本三代実録〕元慶6年9月2日条	
294	99	26	主税上	5	出拳本稲	弘	〔日本三代実録〕元慶5年2月19日条	
295	101	26	主税上	19	公田穫稲	(参考) 弘カ	〔拾芥抄〕田籍部	
296	100	26	主税上	34	算調	弘	〔類聚三代格〕寛平3年8月3日官符	
297	100	26	主税上	37	収額	弘	〔類聚三代格〕延喜2年3月13日官符	
298	101	26	主税上	43	賀茂祭食料	貞	〔本朝月令〕4月中西賀茂祭事条	本条は「弘仁式」断簡には見えず、「貞観式」で新たに定立した式条と考えられる(虎尾1992)。
299	102	26	主税上	82	諸使程限	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞観12年12月25日条	
300	102	26	主税上	94	工匠加給	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞観12年12月25日条	
301	102	26	主税上	99	布直	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞観12年12月25日条	
302	101	26	主税上	102	位禄運賃	貞	〔年中行事秘抄〕2月奏給諸司春夏及皇親時服文事条	
303	—	26	主税上	102	位禄運賃	貞	〔新撰年中行事〕11月15日位禄日録合造奏事条	西本氏紹介の新出逸文。〔年中行事秘抄〕に抄出文あり。西本氏は栗室本〔年中行事秘抄〕の記載によって、2月位禄定事条とする(西本1998b)。
304	103	26	主税上	—	(対応条文なし)	(参考) 弘カ	〔日本三代実録〕貞観12年12月25日条	
305	104	28	兵部	4	大射	弘	〔年中行事抄〕正月15日兵部省手番事条	
306	—	28	兵部	4	大射	弘	〔新撰年中行事〕正月15日兵部省手番事条	

通番	逸文 集成 頁数	延喜式対応条文					「弘仁式」・「貞観式」逸文			
		巻	諸司式	条文 番号	条文名	式名	出典	備考		
307	104	28	兵部		5	中例	貞	『年中行事秘抄』正月17日射礼事条		
308	104	28	兵部		7	騎射	弘	『本朝月令』5月5日節会事条		
309	105	28	兵部		8	進走馬	弘	『本朝月令』5月5日節会事条		
310	105	28	兵部		8	進走馬	弘	『小野宮年中行事』5月4日奏走馬結番并毛色事条		
311	—	28	兵部		8	進走馬	弘	『新撰年中行事』5月4日奏走馬結番并毛色事条		
312	—	28	兵部		8	進走馬	弘	『新撰年中行事』5月先一日(5月5日)奏毛色付事条		
313	106	28	兵部		19	漆弓	貞	『小野宮年中行事』正月17日内射事条		
314	106	28	兵部		47	史生已上	(参考) 貞カ	『日本三代実録』貞観12年12月25日条		
315	106	28	兵部		79	東海道駅伝馬	(参考)	九条家本『延喜式』巻二十八、兵部式書入		
316	107	29	刑部		22	徒人年限	—	『西宮記』巻二十二裏書、天曆11年5月26日勘文		
317	107	29	刑部		23	罪人勘籍	—	『西宮記』巻二十二裏書、天曆11年5月26日勘文		
318	107	29	刑部		26	獄囚衣糧	—	『政事要略』天曆4年10月13日官符		
319	107	29	刑部		27	壳児	弘	『政事要略』長徳3年10月27日允亮答		
320	—	29	刑部		27	壳児	弘	『小野宮年中行事裏書』10月1日主殿寮進御殿炭及殿上侍料炭事条裏書	『政事要略』も同文を引用する(虎尾1992)。鹿内氏が紹介。この壳児条は九条家本延喜刑部式に同文があるため、「弘仁式」の規定が延喜式にも引き継がれたと考えられてきたが、延喜式に本条はなかった可能性がある。九条家本以外の延喜式写本に同条はみられない(鹿内2003)。本文第2節(四)参照。	
321	108	29	刑部		30	贖銅錢	貞	『政事要略』天曆4年10月13日官符		
322	108	29	判事		6	盗人	—	『西宮記』巻二十二裏書、天曆11年5月26日勘文		
323	109	30	大蔵		49	受納調庸	—	『日本三代実録』元慶7年11月2日条		
324	109	30	大蔵		88	九月九日節祿	—	『九条年中行事』9月9日節会事条		
325	111	31	宮内		23	供奉御麻	弘	『本朝月令』6月晦日大祓事条		
326	—	31	宮内		59	国栖	弘	陽明文庫所蔵「勘例 御業・朝賀・小朝拜」国栖事条	小倉氏紹介の新出逸文(小倉2015)。「御勝」は「御膳」の誤写の可能性もあるが、不明である」と指摘されている(田島2019)。	
327	112	33	大膳下		14	孟蘭盆供養料	弘	『小野宮年中行事』7月15日七寺孟蘭盆供養事条		
328	113	37	典薬		1	元日御業	—	東山御文庫蔵「延喜式覆奏短尺草」第三度		
329	113	37	典薬		36	医師公解	(参考) 貞カ	『日本三代実録』貞観12年12月25日条		
330	114	38	掃部		4	進御贖物	貞	『本朝月令』6月朔日神祇官始奉御贖事条		
331	114	38	掃部		56	庁座	(参考)弘	『政事要略』巻六九、糺彈雜事、致敬拝礼下馬事条		
332	114	38	掃部		58	暉章堂	貞	『本朝月令』4月朔日視告朔事条		
333	116	39	内膳		2	大原野祭	貞	『二十二社註式』大原野条		
334	—	40	主水		2	御生氣御井神	弘	『新撰年中行事』正月立春日主水司献立春水事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。頭書に「前式付水司云々、」とあり。	
335	117	40	主水		13	聖神寺粥料	弘	『小野宮年中行事』正月15日主水司献七種御粥事条	旧条文名は12聖神寺粥料条。	
336	118	41	彈正		3	彈正得不得	弘	『政事要略』巻六十一、糺彈雜事(檢非遣使)或人間		
337	118	41	彈正		4	彈親王	弘	『政事要略』巻六十一、糺彈雜事(檢非遣使)或人間		
338	118	41	彈正		10	官司枉判	—	『政事要略』延長7年9月19日官符所引寛平7年12月22日官符		
339	120	41	彈正		29	無位孫王	(参考) 貞カ	『日本三代実録』貞観12年12月25日条		
340	—	41	彈正		35	京中巡察	貞	『新撰年中行事』毎月彈正巡察京中事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。	
341	119	41	彈正		47	臨時別勅	—	『政事要略』昌泰3年8月13日勘文		
342	119	41	彈正		53	衣服色	弘	『政事要略』天曆5年2月10日勘文		
343	120	41	彈正		67	諸禁色	(参考) 貞カ	『日本三代実録』貞観12年12月25日条		
344	119	41	彈正		68	支子染深色	—	『政事要略』天曆5年10月14日宣旨		
345	—	41	彈正		81	虎皮豹皮	—	『紀家集』「鏡狩記」	(川尻2004)・本文第2節(五)参照。	
346	—	41	彈正		82	白玉腰帶	弘カ	『紀家集』「鏡狩記」	(川尻2004)・本文第2節(五)参照。	

通番	逸文 集成 頁数	延喜式対応条文				〔弘仁式〕・〔貞觀式〕逸文		
		卷	諸司式	条文 番号	条文名	式名	出典	備考
347	121	41	彈正	84	烏犀帶	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞觀12年12月25日条	
348	—	41	彈正	84	烏犀帶	貞カ	〔紀家集〕「競狩記」	(川尻2004)・本文第2節(五)参照。
349	119	41	彈正	105	進告朔函	弘	〔本朝月令〕4月朔日祝告朔事条	
350	121	41	彈正	116	禁色	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞觀12年12月25日条	
351	120	41	彈正	129	弁官有犯	弘	〔政事要略〕齊衡2年間4月14日彈正台問	
352	121	41	彈正	142	米穀出入門	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞觀12年12月25日条	
353	121	41	彈正	146	門屋	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞觀12年12月25日条	
354	123	42	左右京	13	京路掃除	弘	〔続日本後紀〕承和7年9月丁丑条	
355	123	42	左右京	19	大路建門屋	(参考) 貞カ	〔日本三代実録〕貞觀12年12月25日条	
356	123	42	東西市	14	東廊	弘	〔続日本後紀〕承和9年10月庚辰条	
357	123	42	東西市	15	西廊	弘	〔続日本後紀〕承和9年10月庚辰条	
358	125	43	春宮	3	宮臣朝賀	(参考)	〔吏部王記〕逸文、延長8年正月1日条	〔西宮記〕卷一、年中行事、正月2日二宮大饗事条所引。
359	125	43	春宮	7	卯杖	弘	〔江家次第〕正月卯杖事	
360	125	43	春宮	14	平野祭	貞	〔本朝月令〕4月上申平野祭事条	
361	—	43	春宮	44	帯刀舎人	弘カ	〔小野宮年中行事裏書〕2月11日列見還入事条裏書	旧条文名は43帯刀舎人条。「弘仁式」部式か弘仁春宮式逸文か要検討。本文第2節(五)参照。
362	126	45	左右近衛	6	殿上	貞	〔北山抄〕卷九、羽林要抄裏書	
363	—	45	左右近衛	18	大雷時	—	〔新撰年中行事〕5月雷鳴事条	〔延喜式〕対応条文とは異なっているため、「弘仁式」か「貞觀式」の逸文の可能性ある(西本1998a)。本文第2節(五)参照。
364	126	45	左右近衛	20	番奏	弘	〔小野宮年中行事〕正月元正諸衛進当番歴名事条	
365	126	45	左右近衛	23	賭射射手	貞	〔小野宮年中行事〕正月18日賭射事条	
366	—	45	左右近衛	23	賭射射手	貞	〔新撰年中行事〕正月18日賭弓事条	
367	—	45	左右近衛	24	賭射取箭	貞	〔新撰年中行事〕正月18日賭弓事条	西本氏紹介の新出逸文(西本1998b)。
368	126	45	左右近衛	27	騎射的	貞	〔本朝月令〕5月5日節会事条	
369	—	45	左右近衛	42	積奠三牲	貞	〔新撰年中行事〕2月上丁積奠事条	本文に「六衛扇〔府〕式又同之」とあり。
370	127	45	左右近衛	44	薬玉料	弘	〔本朝月令〕5月3日六衛府献昌蒲并花等事条	〔年中行事秘抄〕5月3日条にもやや簡略した形で、「弘仁近衛式云、薬玉料、昌蒲、蓬艾、雑花、三日平旦、申内侍司列設南殿前。」とある(虎尾1992)。
371	128	46	左右衛門	1	大儀	弘	〔政事要略〕天慶9年8月7日官符	
372	128	46	左右衛門	1	大儀	貞	〔政事要略〕天慶9年8月7日官符	
373	—	46	左右衛門	16	積奠三牲	貞	〔新撰年中行事〕2月上丁積奠事条	本文に「六衛扇〔府〕式又同之」とあり。
374	128	46	左右衛門	19	左京非違	弘	〔政事要略〕卷六十一、糺彈雜事(檢非違使)	
375	128	46	左右衛門	19	左京非違	貞	〔政事要略〕卷六十一、糺彈雜事(檢非違使)	
376	131	47	左右兵衛	8	賭射射手	貞	〔小野宮年中行事〕正月18日賭射事条	
377	—	47	左右兵衛	15	積奠三牲	貞	〔新撰年中行事〕2月上丁積奠事条	本文に「六衛扇〔府〕式又同之」とあり。
378	131	47	左右兵衛	21	晦夜変異	貞	〔年中行事秘抄〕12月近衛等聞見夜中異変事条	
379	—	48	左右馬	1	御牧	貞	陽明文庫本〔北山抄〕卷9羽林要抄・信濃馬日事裏書(〔本朝月令〕8月駒牽事条逸文)	川尻氏紹介(川尻1999)。
380	—	48	左右馬	3	年貢御馬	—	〔新撰年中行事〕8月25日牽武藏立野御馬事条	
381	—	48	左右馬	3	年貢御馬	—	〔新撰年中行事〕8月7日牽甲斐国勅旨牧御馬事条	
382	133	48	左右馬	24	四月駒牽	弘	〔本朝月令〕4月28日駒牽事条	〔年中行事秘抄〕4月28日条にも「弘仁式云、早朝引懸飼御馬、車駕幸於射殿、」とある(虎尾1992)。
383	133	48	左右馬	24	四月駒牽	貞	〔本朝月令〕4月28日駒牽事条	〔年中行事秘抄〕4月28日条にも「弘仁式云、早朝引懸飼御馬、車駕幸於射殿、」とある(虎尾1992)。
384	134	48	左右馬	—	(対応条文なし)	弘	〔本朝月令〕5月3日六衛府献昌蒲并花等事条	小五月式は、延喜17年に停止されている(〔小野宮年中行事〕5月2日条)ので、延喜式には本条に対応する条文は見られない(虎尾1992)。
385	134	48	左右馬	—	(対応条文なし)	貞	〔本朝月令〕5月3日六衛府献昌蒲并花等事条	小五月式は、延喜17年に停止されている(〔小野宮年中行事〕5月2日条)ので、延喜式には本条に対応する条文は見られない(虎尾1992)。
386	134	48	左右馬	26	競馬騎射	弘	〔本朝月令〕5月6日競馬事条	

通番	逸文 集成 頁数	延喜式対応条文				「弘仁式」・「貞観式」逸文			
		卷	諸司式	条文 番号	条文名	式名	出典	備考	
387	135	48	左右馬	26	競馬騎射	貞	『本朝月令』5月6日競馬事条		
388	—	49	兵庫	33	鼓吹戸	弘カ	『令集解』職員令27鼓吹司条	(早川2007)参照。『日本三代実録』元慶4年(880)8月16日条も参照のこと。	
389	136	50	雑	47	国司遷代	弘	『貞観交替式』		
390	136	50	雑	48	陸奥出羽	貞	『政事要略』卷五九、交替雑事(遷替送丁)		